



白馬村第4次総合計画

第

3

編

基本計画

第1章 自然と共生し誰もが安らげる環境をつくる

第1節 むらごと自然公園プロジェクト

1. むらごと自然公園計画

《現状と課題》

里山や平地林などの緑は、自然生態系の維持などの環境保全、地域住民の憩いの場や村民のレクリエーション活動の場、優れた自然景観の形成など、様々な機能や役割を有していることから、今後ともその適正な保全を進めます。さらに、白馬村全体を自然公園として捉え、豊かな自然を大切に保護しつつ、自然に親しむ環境整備や環境保護意識の醸成を促すとともに、訪れる人へのもてなしの心を持って、美しい村づくりに住民一人ひとりが取り組まなければなりません。

村民やNPOなどと連携し、定期的な維持管理の実施など有効活用を図る必要があります。

《施策》

- ① 白馬村を取り巻く雄大な山岳自然環境を人類共有の財産として認識し、それらの保全に努め、後世に受け継ぎます。
- ② 優れた山岳観光資源を人々に普遍的に享受してもらえるための創意工夫と努力を継続します。
- ③ 産業経済のみならず、文化教育の分野でも村民生活に深いかかわりを持つ自然環境と郷土の発展の調和のために村民の英知を結集します。
- ④ 天恵の尊い自然環境の中に暮らす村民の心の拠りどころとして「むらごと自然公園」の宣言を行い、環境と調和した個性豊かな村づくり行政を推進します。
- ⑤ 白馬ならではの「むらごと自然公園」の理念と具体的な取り組み方を協働で研究するための委員会を設立します。
- ⑥ 郷土の自然や文化への理解を深める地域学習を進め、地域の大切なものを引き継ぎ活かすための人材を養成します。

2. 自然環境保護

《現状と課題》

北アルプス後立山連峰の山麓に位置する白馬村は、3,000m級の高山が眼前に迫り急峻な山岳美をみせる地形と、裏日本型気候と表日本気候の接点であり、また信州の原風景ともいべき里山が相まって、国の天然記念物に指定されている白馬連山高山植物帯をはじめとする貴重な動植物が数多く生育・生息する自然の宝庫です。

白馬特有の高山植物だけでも20種近くに及び、学術上の希少種も数多く見られます。さらに、八方尾根高山植物帯、親海湿原・姫川源流などの植物の宝庫もあり、ギフチョウ・ヒメギフチョウの混在地としても有名です。この他にも、ハッチョウトンボ、オオタカなどの猛禽類など、数多くの貴重な動植物、昆虫などが生育・生息しています。本村では、これらを平成12（2000）年、「白馬村版レッドデータブック」としてまとめています。

これらの動植物を育み、美しい景観を見せる本村の自然は、後世に伝えるべき大切な財産であり、貴重な観光資源です。高山植物保護には、シーズン中グリーンパトロールを結成し、監視と指導を行っていますが、これらの体制が十分であるとは決して言えない状況であり、心ないマニアによる乱獲が後を絶ちません。

本村では、平成11（1999）年12月に、これまでの開発（規制）施策の基としてきた村開発基本条例に替わり、「白馬村環境基本条例」を制定しました。21世紀のキーワードの一つとなる環境について、景観形成も含め今後この条例に基づいた環境基本計画の策定と実効性ある施策を進めなければなりません。

《施策》

- ① 白馬村環境基本条例に基づき、独自基準を盛り込んだ「環境基本計画」を策定します。
- ② 地球規模での環境問題を身近な問題としてとらえ、地球環境にやさしいライフスタイルを推奨し、環境に負荷の少ない循環型社会づくりを進めます。
- ③ 村の財産である高山植物や希少野生動植物及び湿原などの研究・保護に努めます。
- ④ 希少種などの乱獲と絶滅を防ぐため、さらなる監視と指導を行います。
- ⑤ 学校教育、社会教育での地域学習や自然観察会などを通じて、貴重な自然への理解と自然保護意識の醸成に努め、方策を講じて啓発を進めます。
- ⑥ 住民総参加による環境学習（エコロジー学習）を推進し、意識の高揚を図ります。
- ⑦ 白馬村独自に環境週間などを設けて、地球にやさしい環境づくりについての啓発運動に取り組みます。
- ⑧ 姫川流域を保全し、生態系に配慮した水環境保全に取り組みます。

3. 景観形成

《現状と課題》

景観形成に対する村民の意識が定着してきた背景には、平成4（1992）年の長野県景観条例の制定を皮切りに、本村でも要綱などを整備し重点施策と位置付けるとともに、民間の取り組みを後押ししてきたことがあります。

景観阻害要素の中でも建物は、戦後の復興期と高度成長期に、統一したデザインへの配慮なく安価な新建材を使った建築物が数多く建てられ、また観光ブームの中、宿泊施設の建設では、欧米各地の様式の模倣や和風、そして住宅メーカーの規格品とさまざまな様式が用いられました。また、企業の利潤追求は、建物と並ぶ景観阻害要素である屋外広告看板を林立させました。高度成長期は許されたことも、生活意識の変化に伴い、多くの人の目には好ましくありません。目には好ましくありません。

青鬼地区には、かやぶき屋根と板張りの民家が現存しています。戦後しばらくまではあたりまえの景観であり、誰もが認める懐かしい白馬村の原風景を残していることから、平成12（2000）年に文化庁より重要建造物群保存地区に認定されました。

これらを含め、地域固有の素材と様式を統一することで、おのずと統一感をつくりだすことが、景観形成に繋がります。

看板も文化と密接に結びついて発達したのですが、本村は、平成8（1996）年10月より、長野県屋外広告物条例に定める屋外広告物特別規制地域の指定を受け、これに前後しての撤去事業により、独立型の商品広告・企業広告の類は全て撤去しました。今後も引き続き、自家用といわれる看板類についても統一感の取れるものとしていく必要があります。

平成11（1999）年、とかく個人感覚がまちまちでコントロールが難しい建築物などの色彩について、統一感の取れる白馬村にふさわしい色彩環境の創造のため、「白馬村まちづくり環境色彩計画」を策定しました。

景観緑三法が平成17（2005）年6月に全面施行され、本村は長野県景観計画の位置付けにより、さらに良好な景観形成に努めますが、将来的には景観行政団体をめざし取り組みます。

《施策》

- ① 景観法に定める景観行政団体となるために、本村の特性に応じた白馬村景観条例の制定や景観計画を策定します。
- ② 訪れる人を気持ちよく迎えるために、地域を美しく手入れする「もてなしのまちづくり」を意識するとともに村民として取り組みます。
- ③ 環境基本条例、開発指導要綱、景観形成重点地域指導基準などに基づき、建築物・工

作物への指導を徹底します。

- ④ 景観形成住民協定を積極的に推進し、締結地区では当該協定地区委員を中心にした自主的な地域づくりを支援します。
- ⑤ 公共的構造物は、景観に配慮した色彩・素材での設置を促進します。
- ⑥ 屋外広告物のさらなるコントロールのため、統一感の取れるデザインづくりを指導します。
- ⑦ 村の原風景である景観や建築物などを保存し、田園風景保持のため、遊休農地の利活用を推進し、良好な景観形成を図ります。
- ⑧ 電柱・電線の地中化や電柱の裏配線など、幹線道路からの眺望を阻害しない山岳景観に調和した村づくりに向けて方策を研究します。

4. 地球環境保全

《現状と課題》

現在、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林の減少、砂漠化、野生生物の種の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、開発途上国の公害問題の9つが地球環境問題と呼ばれており、これらの影響や原因は国境を越えて相互に関連していることから、国際的な連携・協力による取り組みが求められています。

この中でも、特に地球温暖化については、人類の生存基盤に関わる問題として、早急な対策が必要とされています。地球温暖化防止を目的とした国際的な枠組みとしては、平成4（1992）年5月の気候変動枠組条約と、平成9（1997）年12月の地球温暖化防止京都議定書の二つがあります。

地球環境問題は、人類誰もが自分自身あるいは家族の将来に係わる問題と受け止めなければなりません。その要因の多くが人間の様々な活動に起因しており、むしろ一人ひとりの日頃の心がけこそ重要であり、省エネ、リサイクル、アイドリングストップなど日常生活での小さな行動の積み重ねが大切になります。

前述の京都議定書を受け公布された国の「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、すべての地方公共団体に策定が義務付けられた率先実行計画をさらに真剣に推進するとともに、これを行政機関にとどめることなく、民間の活動へも広げる施策や体制づくりを進めなければなりません。

このような地球規模での問題とは別に、地域固有の大切な環境条件としてあげられるのが「水」です。清らかな水の流れは、なにものにも代え難い安らぎを与えてくれます。高度成長期、工場廃水は垂れ流され、家庭の汚水もそのまま川や湖へと流されました。近年では下水道事業の普及や浄化槽の設置、法整備などによって徐々に本来の川に戻りつつあり、さらには取り組みを進めなければなりません。

《施 策》

- ① 自然と共生する「むらごと自然公園」の理念に基づき里山の手入れを進めます。
- ② 里山整備に携わる各種団体の活動を支援し、さらに広く人材・組織の育成を進めます。
- ③ 観光資源でもある田園風景を壊さない農業支援事業に取り組みます。
- ④ 自然遺産・文化遺産を守りながら、地域づくりに活用します。
- ⑤ 温室効果ガス削減国民運動（チーム・マイナス6%）^{※1}の目標達成のため、一人ひとりのアクションプランの周知徹底を図ります。
- ⑥ 地球環境問題への意識啓発のため、環境教育を推進するとともに、関係機関に協力し協調を図ります。
- ⑦ 河川の水質保全意識啓発と、定期的な美化清掃などの保全活動を行います。
- ⑧ 水源涵養の役割を果たし、土砂浸食などの災害を未然に防止している自然林の保全に努めます。
- ⑨ クリーンな観光地として、身近な取り組みから始められる環境保全施策を推進します。



※1 地球温暖化解決のために世界が協力して作った京都議定書の中で、日本が世界に約束した削減目標が6%であり、これを実現するための国民的プロジェクトをチーム・マイナス6%という。

第2章 快適で安らぎのある生活環境を築く

第1節 安心安全な道路整備プロジェクト

1. 道路整備

《現状と課題》

本村を取り巻く道路事情は、高速交通網の豊科 IC、長野 IC、糸魚川 IC のちょうど中間点にあり、それぞれのインターから約1時間の距離となります。長野 IC からは県道白馬美麻線、長野大町線で、豊科 IC からは国道148号、147号、県道柏矢町田沢停車場線で、糸魚川 IC からは国道148号でそれぞれ結ばれています。しかし、市街地を通過しているため、渋滞なども多発し、高速道路からのスムーズなアクセスが望まれています。

国道148号、白馬美麻線、長野大町線の大部分は長野オリンピックを契機に急速な整備が図られた結果、北陸方面と首都圏を結ぶ流通ルートとなり、大型トラックの交通量が飛躍的に増加し、交通事故の多発や騒音が増大、住民生活に支障となっています。

国道148号は大部分の改良が終了していますが、佐野・沢渡地区の2km間の歩道が未整備となっており、児童生徒の通学はもちろん、近年の大型車の通行量の増加により、地区住民の生活に大きな影響を与えています。また、沿道の土地利用も進み、家屋の密集した地域では堆雪場所が少なくなり除雪に支障が出てきています。

国道406号は地すべり・急傾斜地の地盤が脆弱な地域にあるとともに、嶺方集落と本村中心部をつなぐ唯一の道路であります。嶺方区は土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定され、避難場所がウイング21となっており、豪雨、地震などの災害時に避難場所への交通網として非常に重要な道路となるため、集落～白沢線交差点までの改良が強く望まれています。

県道白馬岳線は、グリーンシーズン拠点の1つである猿倉（白馬大雪溪、白馬岳）へ通じる唯一の道路ですが、曲がりくねった狭隘な道路のため、すれ違いなどに支障が生じています。特に山岳道路に慣れていない来訪者の通行が多いため、待避所設置や屈曲部の解消が望まれています。

村内の千国北城線は、ほぼ改良舗装が終了し、落倉～梅池間の早期完了と切久保～落倉間の歩道設置が地域住民から望まれています。

村道は、白馬山麓線、白沢線、農道1号、オリンピック道路などの幹線道路の整備が進んでいますが、観光周遊シャトルバスの運行が開始され、スムーズな運行のために、スキー場をはじめとする観光の拠点となる施設を結ぶ道路の必要性が高まり、(仮称)神城山麓線の建設検討とその推進が重要となっています。集落内村道の改良舗装については、地域住民の要望はたくさんあり、集落振興計画に従い、緊急度の高いものから実施していますが、中々応えられない現状となっています。

国 県 道 概 況

平成16年4月1日現在（単位：km）

種別	路線名	村内区間	延長		橋梁		トンネル	
			総数	舗装済	個数	延長	個数	延長
国道	148号	佐野坂～松沢	14,792.1	14,792.1	17	655.9	0	0.0
国道	406号	白馬町～白沢	11,396.4	11,396.4	7	91.2	2	109.0
県道	白馬美麻線	飯田～峠	5,820.9	5,820.9	7	208.6	0	0.0
県道	白馬岳線	白馬町～猿倉	10,054.2	10,054.2	10	138.5	0	0.0
県道	千国北城線	落倉～森上	6,181.6	6,181.6	1	26.0	0	0.0

資料：建設課

村 道 概 況

平成17年4月1日現在（単位：km）

種別	路線数	延長			橋梁		未供用区間	重用区間	鉄道との交差
		総数	舗装部分(含簡易)	改良済	個数	延長			
総数	525	324,196	170,816	157,701	118	1,773	9,381	3,477	23
1級	10	26,848	22,254	21,452	12	349	1,841	729	2
2級	19	28,732	22,907	21,737	17	467	89	566	6
その他	496	268,616	125,655	114,512	89	957	7,451	2,182	15

資料：建設課

《 施 策 》

① 国道

国道148号については、交通安全対策として交通弱者の安全確保を目的に歩道整備事業の促進、冬季交通安全対策と除排雪対策として無散水事業の推進、堆雪帯の確保などの促進を働きかけます。特に歩道の未設置箇所については、地域住民とともに事業化を働きかけます。

国道406号については、防災事業の促進や狭隘な箇所の改良事業の促進を働きかけます。

② 地域高規格道路

松本糸魚川連絡道路（波田町～糸魚川市）については、近隣市町村や住民と連携を取り合い、早期の起点決定、調査区間の整備区間指定、条件が整っている住民要望の強い区間の調査区間指定を働きかけます。

③ 主要地方道・一般県道

白馬美麻線の歩道未設置箇所については、歩道の設置と改良済区間と同規格の拡幅改良を、白馬岳線の八方～猿倉間の整備促進を、地域住民や関係者と連携しそれぞれ働きかけます。また千国北城線は落倉以北の整備を県に協力し早期完成に努めます。

- ④ 村道
 - (a) スキー場を結ぶ道路事業として、通称神城山麓線を整備促進します。
 - (b) 住民生活の利便性を向上させる為の生活関連道路の整備を図ります。
- ⑤ 農道
 - 農免道路の深空以南ルートについて整備計画を働きかけます。
- ⑥ 林道
 - 地域や受益者と連携し維持管理に努め、併せて、作業道整備促進に努めます。

2. 土地利用計画

《現状と課題》

本村の総面積は後立山連峰の頂までを含むため18,234haに及び、そのうち農地が5.6%、宅地・雑種地が3.7%、山林・原野・その他は90.7%です。また標高1,400m（八方尾根の兎平付近の標高）より高い地域や道路・河川などの一般的土地利用が難しい地域は全体の3分の1を超えます。

白馬村は昭和35（1960）年に都市計画区域の指定を受けましたが、用途区域の指定がない白地地域であり土地利用の規制が緩いため、無秩序な農地の宅地化や周囲の景観に調和しない建築物の増加が問題になってきました。

そこで村では平成10年に土地利用対策室を設置し、住民アンケートなどを実施し白馬村の土地利用のあり方について検討を重ね、平成15年に概ね20年先までの白馬村の土地利用や都市施設の整備方針を定めた都市計画に関する基本方針「白馬のまちづくりマスタープラン」を策定しました。

村内に設置されている公園などをネットワークで結ぶ「姫川河川公園構想」に基づき、平成14年度から都市公園として「大出公園」の整備に着手し、地元住民が公園計画検討委員会に参加、施設などの計画や維持管理について意見を出し合いながら整備を進めています。

白馬村の都市計画道路は昭和37年に計画決定されています。しかし、改良率が25.8%と低く、未着手の路線も多いなど整備が進まず、昭和40年以降の土地利用状況の変化やオリンピック関連道路の整備により都市計画道路の必要性、妥当性が大きく変わってきたため、都市計画道路の見直しを検討する必要があります。

地目別面積

平成17年4月1日現在（単位：km²）

総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
182.34	7.68	2.31	4.36	25.58	28.62	2.41	111.38

資料：税務課

農地の移動状況

（単位：面積＝a）

区分 年度	自作地の有償 所有権の移転		自作地の無償 所有権の移転		賃借権の設定		農業経営基盤 強化促進事業に よる利用権設定		4条許可		5条許可	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成6	37	207	1	2	4	243	43	822	26	127	45	386
7	37	220	3	33			77	1597	21	142	38	281
8	39	282	7	53			41	771	19	84	55	642
9	58	396	6	57			59	1168	11	110	44	332
10	20	110	4	71	10	923	89	2770	4	13	22	130
11	23	152	3	53	—	—	59	1354	2	4	32	236
12	31	205	2	10	—	—	39	894	9	49	30	144
13	40	309	3	10	3	358	49	977	6	23	28	170
14	19	242	6	28	5	408	50	1257	4	14	19	245
15	21	46	1	0	—	—	30	835	2	5	14	230
16	23	173	5	255	—	—	421	14256	4	26	23	121

資料：産業課

《施策》

- ① 「白馬のまちづくりマスタープラン」に定めた将来像に基づき、自然との共生を基本とした総合的な土地利用を推進します。
- ② 平成14年より実施している大出公園の整備を完成させ、さらに白馬三山からなる美しい山岳景観と、ここに源流をもつ姫川などの水辺環境を保全した「姫川河川公園構想」を推進します。
- ③ 都市計画街路の検討を行い、必要な見直しを行います。
- ④ 農業振興地域整備計画の見直しを行い、優良農地を保全します。

第2節 治山治水防災プロジェクト

1. 治山治水計画

《現状と課題》

本村は、村の中央部を南北に糸魚川－静岡構造線が走る北部フォッサマグナ地帯に属し、これに接しその東側を小谷～中山断層が走っており、この大断層地帯に白馬連峰から流れ出す河川によって扇状地が形成され、融雪及び豪雨による氾濫、崩壊を繰り返してきています。また山沿いの集落、道路などにおいても、小河川の氾濫、地すべり、急傾斜地などによる崩壊が繰り返されてきています。

本村一帯は地質的に脆い部分も多く、平成7年7月の梅雨前線豪雨災害、近年多くなったゲリラ的豪雨の災害では、治山治水の重要性を痛感させられました。鳴沢、犬川、平川、松川、大櫛川、姫川など河川施設、砂防施設が整備された河川などはその威力を存分に発揮し、過去のような大きな被害は無く、最小限に食い止めることができています。

しかし、各河川の上流部では山腹崩壊、崩落が多発し土砂流出により、整備が進んだ河川でもいつ昭和30年代へ逆戻りするかわからない状況であります。

本村は平成16年度の土石流、平成17年度の急傾斜地と土砂災害防止法による土砂災害警戒区域などによる指定がなされ、土砂災害の危険区域が明らかにされつつあります。その中では、過去に大きな災害の発生のないと思われる小渓流、急傾斜地も含まれており、その対策も求められています。地すべりによる危険地域の指定、河川の氾濫区域の公表をはじめ、定期的な見直しにより危険な地域を明らかにし、避難体制、災害の発生を抑えるための施設整備を、指定された箇所を中心にさらに進める必要があります。

一方、河川施設や砂防施設の整備により河川などの親水性、景観が失われつつあるとともに、姫川では河床低下により、周辺の農地などの流出が危惧されています。松川や姫川上流に見られるような親水性、景観が確保され、かつ災害に強い整備手法が住民の願いとなっていることから、整備済みの河川に親水性などが保たれた二次改良も必要となります。

昨年大雪渓上部で大きな崩落が発生し、尊い命が失われるという悲しい事故が発生しています。登山者の安全対策のため、現在施工中のネブカ平付近の崩壊対策事業とともに、崩落対策を柱とした周辺環境へも配慮した治山治水事業を早急に推進していく必要があります。

《施 策》

- ① 危険箇所への治山治水事業の導入を、地域住民とともに国、県に対して働きかけ、より安心安全な村となるようにします。
- ② 北股入沢砂防連絡協議会などの検討を経て、ネブカ平周辺での砂防事業の継続を働きかけます。
- ③ 土砂災害の恐れのある区域について、警戒避難体制の整備などのソフト対策を進めます。
- ④ 土砂災害をはじめとする危険箇所のハザードマップ※1を作成するなど、住民の安全意識の啓発を行います。
- ⑤ 自然環境及び自然景観と調和した治山治水事業を推進します。

2. 消防計画

《現状と課題》

本村の火災発生状況は、不注意などの失火が主な要因となります。近年防火対象物件数も頭打ちになってきていますが、廃屋と呼ばれる施設が増加傾向にあり、これらの火災を未然に防ぐため、村民の防火意識の普及・啓発や予防活動の一層の推進を図る必要があります。

防災の第一線に立つ消防・防災活動は、昭和60（1985）年に常備消防である北アルプス広域北部消防署が設置され、査察、予防救急の業務が行われています。

一方、非常備消防組織である消防団は、常備消防署の設置に拘らず、地域の財産を守る防火・防災活動の主体であることに変わりはなく、その負う責務は、初期消火・避難誘導など極めて大きなものがあります。しかし、若い世代の消防に対する意識や勤務形態の変化などにより、消防団員の確保が困難な状況となっており、今後は、消防団改革を進めるとともに、消防団員の処遇改善や消防団を支える地域の自主防災組織などの体制づくりが必要です。

また救急現場に居合わせた住民による応急手当などの、普及・啓発に努めていく必要があります。

火災件数・焼失面積損害額

年次	総数 (件数)	建物(棟数)				山林 (件数)	その他 (件数)	焼失面積		損害額 (千円)
		全焼	半焼	部分焼	計			建物(m ²)	山林(ha)	
昭和45	5	3	1		4	1		603	0.70	11,678
50	2	2			2			235		1,160
55	5	4		1	5			613		87,000
60	5		1	3	4	1		101	0.05	11,383
平成2	5		1	4	5			74		2,407
7	7	4		3	7	1		671	1.40	58,701
12	1			1	1					320
13	3	1	1		2	1			0.32	13,770
14	5	1	1	3	5			358		33,313
15	4	1	2	2	5		2	419		38,184
16	5	3		2	5			1,575		185,899

資料：北アルプス広域北部消防署

消防施設概要

各年4月1日現在

年	分団数	団員数	消防 自動車	可搬動力 ポンプ	動力ポン プ積載車	消火栓数	防火水槽		
							総数	40m ³ 以上	20～ 40m ³
昭和51	10	350	4	19	19	82	40	23	16
55	10	357	4	19	19	121	51	17	34
60	10	357	4	23	23	157	63	28	35
平成2	10	357	4	24	24	454	61	26	35
7	10	339	3	24	24	476	74	26	48
12	10	295	3	24	24	491	86	47	39
13	10	294	3	24	24	502	87	48	39
14	10	298	3	24	24	504	87	48	39
15	10	300	3	24	24	507	87	48	39
16	10	285	3	24	24	510	87	48	39

※分団数には、本部を含む。

資料：総務課

※消火栓数は、消防水利の基準に該当しないものも含む。

《施 策》

- ① 消防団組織の見直しと消防団改革などを完遂させます。
- ② 予防消防と自主防火管理の徹底を図るため、毎月7日を「防火の日」と定め、防火意識の高揚と各種機器の点検、訓練を行います。
- ③ 消火栓・防火水槽について、既存水利の有効範囲や水利基準などを点検（現地踏査）し、的確な個所への設置・更新を指導します。
- ④ 自然水利については、場所の周知と地域の実情に応じて新たな場所の確保や草刈、しゅんせつなどの手入れを指導します。
- ⑤ 消防団員の処遇改善など魅力ある消防団づくりを推進します。
- ⑥ 予防広報に努めるとともに、地域住民の防火思想の普及啓発を図ります。

3. 防災計画

《現状と課題》

本村では地理的条件から、水害・雪崩・地滑りそして地震といった災害が予想されます。雪崩は、昭和55（1980）年の源太郎水源の被災を代表とし、これまで数件発生しており、特にスキー場関係者は、スキーヤーの安全確保のため雪崩防止に力をいれています。

水害は、直轄管理の砂防工事により、過去に大きな水害を繰り返した村を代表する急流河川の松川・平川は、砂防事業の効果を最大限発揮し今日きわめて安定しているものの、平成7年度の豪雨災害では、村内各所でその他の中小河川が氾濫しました。地滑りもまた豪雨・融雪災害と連動して発生する可能性があります。

地震は、全国各地で発生している状況であり、本村はむしろ地震の空白地帯と言われています。糸魚川－静岡構造線という脆弱な地形上に位置する本村は、今後30年間にマグニチュード8規模の地震が起こる可能性が高い地域であるとの研究発表もされており、大規模地震の発生が危惧されます。

今後の防災に対する地域の安全確保については、防災関係機関・住民・事業所などが一体となり、防災体制を確立することはもちろんのこと、「生命、財産は自らが守る」という基本方針にたち、村民への防災教育、広報による防災意識の高揚及び地域ぐるみの防災体制を確立することが必要となります。特に各地区における自主防災組織の設立は、必要不可欠であります。

《施 策》

- ① 地区ごとの自主防災組織の結成・体制づくりを支援し、地域の実情に合わせた防災体制を確立します。
- ② 防災訓練を通じて常に防災意識の向上に努めます。
- ③ 白馬村地域防災計画書は、長野県地域防災計画の整合を図るとともに地域特性に応じた見直しを随時行い、住民への啓蒙を行います。
- ④ 大規模地震などに備え、災害発生時の情報伝達や避難誘導・避難施設などの総合的な防災体制の確立を図り、危機管理体制を強化します。
- ⑤ 各地区との非常時通信体制の確立と非常用品、非常食料などの備蓄を計画的に行います。
- ⑥ 災害時におけるボランティアの受入れ体制と活動マニュアルを確立します。
- ⑦ 誰でも緊急時における適切な対応と、応急手当ができる知識の普及に努めます。



第3節 安心快適生活プロジェクト

1. 防犯計画

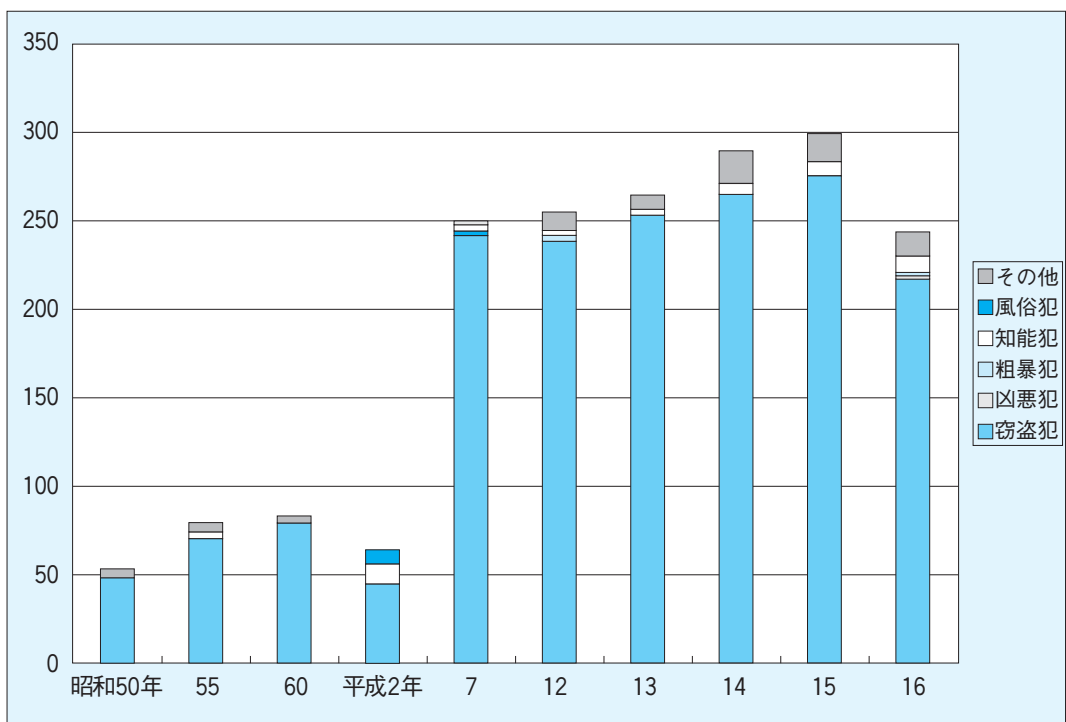
《現状と課題》

本村では、生活の安全に関し、村民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図るとともに、生活環境の整備を行うことをめざしています。そのため、安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的に、平成16（2004）年「白馬村安全なまちづくり条例」を制定しました。

核家族化、少子・高齢化などの社会環境の変化に伴い、住民意識が希薄化し、犯罪に対する意識にもその影響が懸念されます。本村における犯罪件数は、観光地であるため窃盗犯がそのほとんどを占めています。近年、悪徳商法などの消費者相談件数も増加傾向にあり、消費生活の安定と向上を図るためには、消費者教育や情報提供などにより、自ら正しい知識と的確な判断力を身につけることが重要です。

犯罪のない安全で安心して暮せる地域社会をつくるため、防犯意識の高揚を図り、村民と行政が一体となって積極的な防犯活動を推進していく必要があります。

刑法犯発生件数の推移



資料：大町警察署

《施 策》

- ① コミュニティ組織としての地区・地域のつながりを意識し、地域ぐるみで防犯活動に努めます。
- ② 地域組織を通じて、防犯啓発活動を行うとともに、広報活動などにより防犯意識高揚を促し、ネット犯罪についても機会を捉えて啓蒙・啓発を行います。
- ③ 補助金制度により防犯灯の設置や、老朽化した防犯灯の更新を進めます。
- ④ 悪徳商法による被害を未然に防ぐための広報活動を充実します。
- ⑤ 県との連携を図りながら消費者生活相談指導を行います。

2. 交通対策

《現状と課題》

村内の交通網は、オリンピックを契機に大幅に整備されたことにより、生活圏が松本圏域から長野圏域地域へと変化するとともに、交通情勢もまた大きく変化しました。本村は豪雪地帯でスキー場も数多くあるため、特に冬期間は村外から多くのスキーヤーが訪れ、雪道に不慣れなことから、観光客同士が当事者となる事故が数多く発生しています。

「交通事故のない安全で快適な社会の実現」は、村民一人ひとりの共通の願いであり、交通事故件数は平成13年度をピークに減少傾向にあります。しかしながら、交通弱者である高齢者などの被害も多く、また飲酒運転やシートベルトの未着用など交通マナーの低下も見受けられます。

そのなかで子どもや高齢者などの交通弱者を事故から守り、ドライバーによる無謀運転を根絶するため、交通安全に対する一層の意識の高揚を図り、交通安全教室を始めとする安全教育の充実、並びに道路関連施設の整備をさらに進めることが必要です。

《施 策》

(1) 交通安全

- ① 学校、家庭、社会教育の場など様々な機会をとらえ交通安全教育を実施するとともに、街頭活動の強化や、交通安全村民大会を継続して開催します。
- ② 交通安全教育や啓発を円滑に実施するため、交通安全協会などの組織を強化し、関係機関を網羅した組織整備を図ります。
- ③ 交通弱者といわれる高齢者や障害者、子どもなどに重点を置いた交通安全教室の実施

など、交通安全教育の充実を図ります。

- ④ ガードレール・カーブミラーなどは、新設だけでなく、除雪による破損や老朽化した施設の補修が重要となっているため、計画的な設置及び更新を行います。
- ⑤ 円滑な除雪作業により、冬期間の交通確保を図ります。

(2) 公共交通機関

- ① JR大糸線の松本～白馬間の輸送力強化と南小谷以北 JR 西日本区間についての存続について、各関係機関との連携を保ちながら働きかけます。
- ② 新幹線利用者の長野～白馬間直通バスの利用拡大や長野市近郊への通学実態を踏まえ、増便を働きかけます。
- ③ 村内各地域を連絡する住民から観光客まで含めた総合的な交通体系について研究します。

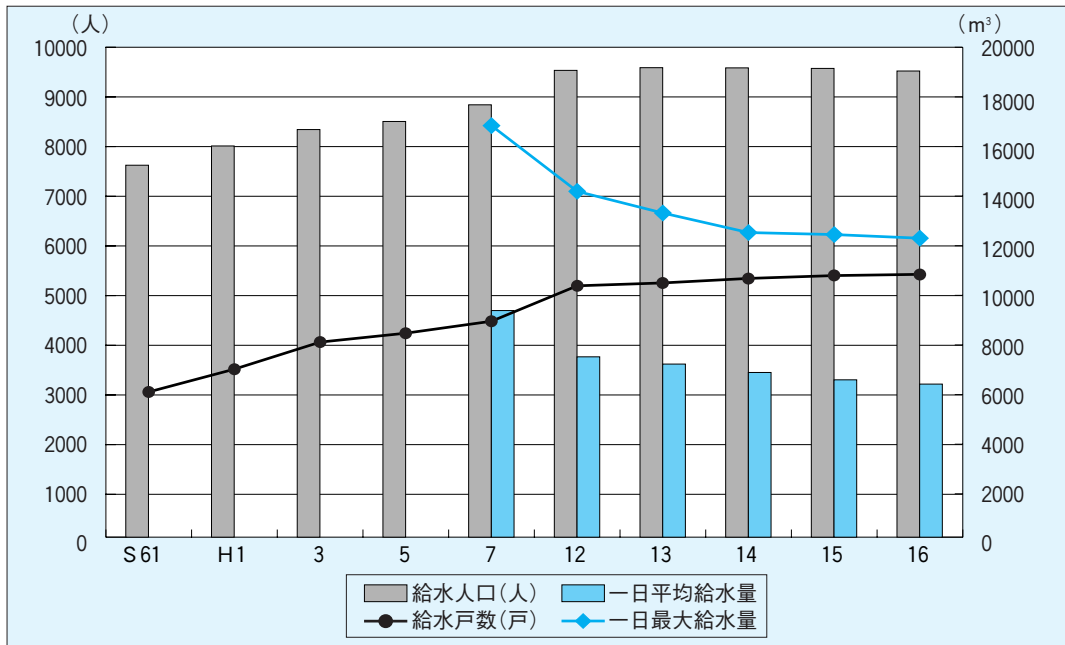
3. 上水道

《現状と課題》

本村の上水道事業は、常住人口に対応するだけでなく、増加する観光客に対応するため多大な設備投資を行ってきました。その結果、設備は大きいものの稼働率は30%程度という現状です。

今後右肩上がりの人口の趨勢は終焉を迎え、まもなく人口減少時代に突入しようとしていることから、給水収益も減少傾向が続くと考えられます。このような中、第2次拡張事業で整備された施設の老朽化が進み、水道設備の大規模更新なども見据え、コスト縮減による効率的な施設整備が課題であります。水をさらに次世代に継承するにふさわしいものとするため、事業経営の一層の健全化を図り、安全な水の供給に努めることが必要です。

給水人口などの推移



資料：上下水道課

《施 策》

(1) 事業経営の健全化

- ① 健全経営を確保するため、事務事業の見直し、合理化による経費節減を図ります。
- ② 中長期的財政計画に基づく計画的な設備投資を行います。
- ③ 配水管の布設替えは、極力他事業との連携を図りコスト削減に努めます。
- ④ 需要者ニーズを踏まえた給水サービスの充実を図ります。
- ⑤ 施設の更新は、効率の低い施設を抜本的に見直し、高効率かつ低コストの水道を再構築します。

(2) 水の安定供給

- ① 水質管理を徹底し、常に安全で清浄なおいしい水の確保に努めます。
- ② 水道水の安定供給を図るために中央監視装置を活用した情報管理と、迅速な対応に努めます。
- ③ 災害に備えた予防対策としての施設整備及び緊急体制整備に努めます。
- ④ 施設の更新にあたっては、配水計画を見直し効率的な施設整備を図ります
- ⑤ 各水源間のネットワーク化により、非常時にも対応できる給水体制を図ります。

(3) 給水区域の拡張と未普及地域の解消

- ① 小規模で拡張可能な場所においては、個人負担及び道路改良工事などとのアロケーション（合体施工）などにより、工事費の軽減を工夫しつつ、給水区域拡張に努めます。
- ② 未普及地域は地区の要望により、補助事業を導入し解消に努めます。

4. 下水道

《現状と課題》

下水道は、河川の水質汚濁を防止し、豊かな自然を保全するために大きな役割を果たしています。また住民が便利で快適な生活を享受し、豊かさを実感できる地域づくりを実現する上で欠くことのできない施設です。

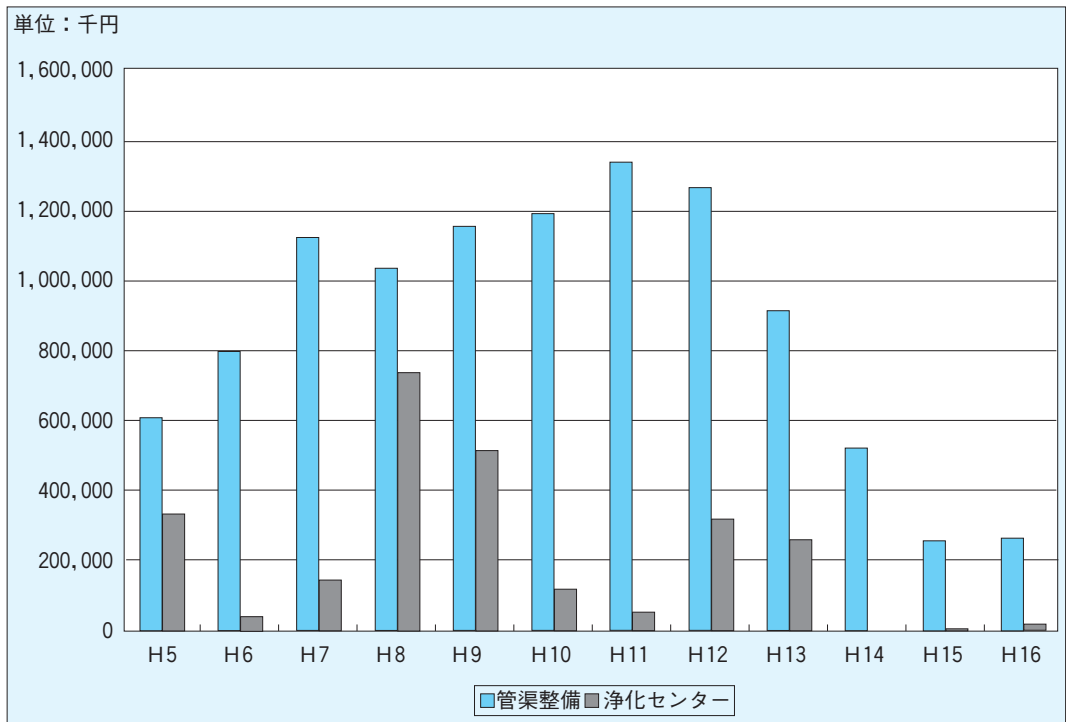
本村の下水道整備は、基礎調査を経て昭和63（1988）年に公共下水道計画を策定、平成元年度に事業認可を受け事業に着手しました。村内全域水洗化に向け、平成2年度にエリアマップを作成し、第1期事業では、大出地籍の姫川端に浄化センターを設置し、大出、白馬町より管路整備に着手、平成5（1993）年8月に一部供用を開始しました。平成7（1995）年には認可の変更を行い、第2期計画として整備面積を249haに拡大し、八方、和田野、瑞穂、深空、飯森、飯田地区などを整備しました。また、平成11年度には2回目の変更を行い、第3期計画として整備面積を457haに拡大し、沢渡、佐野、切久保、蕨平などを整備計画区域に入れ、現在に至っています。

今後の予定としては、第3期計画のうち平成16年度までに437haを終了させ、当分の間、公共下水道整備については休止することとし、未整備地区は浄化槽設置補助制度により整備する予定としています。

現在は、供用区域での加入率が思うように伸びていないのが実情です。下水道整備には多額の投資が必要であるため、受益者負担金を徴収し、維持管理には使用料を徴収し費用の一部に充てており、今後とも加入促進に力を入れ使用料収入の増加を図るとともに、滞納を防ぐための施策が新たな課題となっています。

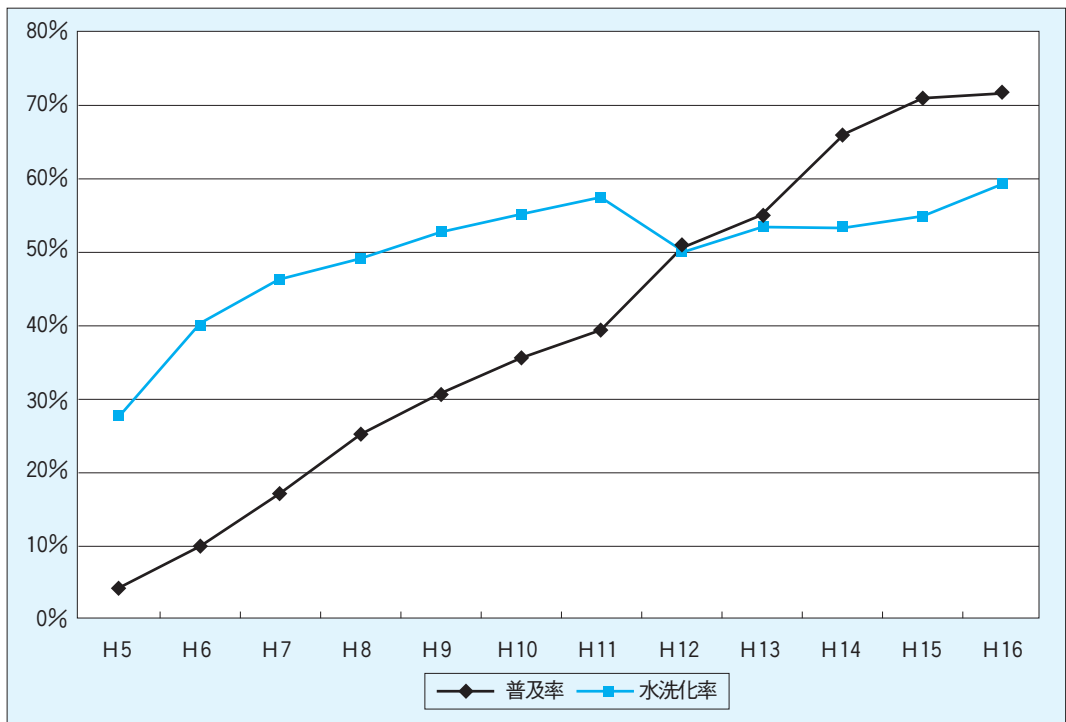
農業集落排水事業では、堀之内・三日市場地区が平成6年度に、野平地区が平成16年度にそれぞれ供用を開始し、順調な接続状況となっています。

公共下水道建設投資額の推移



資料：上下水道課

下水道普及率と水洗化率の推移



資料：上下水道課

《施 策》

- ① 下水道整備区域内では、住民への啓蒙活動を行い下水道への加入促進を図ります。
- ② 下水道未普及地域では、補助制度を活用し合併処理浄化槽設置を推進します。
- ③ 浄化槽の適正な維持管理の徹底を呼びかけると同時に、県と連携し適正管理、施設改善などの指導をします。
- ④ 下水道事業特別会計は、地方公営企業法を適用します。
- ⑤ 財政の中長期計画をたてるとともに、徹底した経費節減を図りながら健全経営に努めます。

5. 生活環境衛生

《現状と課題》

消費生活の多様化と、人口の増減、観光客の入り込みなどにもない、家庭からは大量に様々なごみが排出され、その排出量は平成12年度をピークに減少傾向にあります。これらの廃棄物は各地区集積場からの収集及び清掃センターへの直接搬入により、白馬・小谷2村で構成する白馬山麓環境施設組合の施設（清掃センター：処理能力30t／日）に運ばれ、適正な処理を進めています。

平成16年度における各家庭から出たごみの量は、5,222tで村民一人当たり年間549kg（1日1,505g）排出していることとなります。このような毎日排出される廃棄物により、契約先の最終処分場での埋立て可能な年数は、あと数年ほどと逼迫した状況にあります。全国的に最終処分場などの廃棄物処理施設への住民の不安感などにより、新たな設置が困難な状況にあり、今後の状況が懸念されます。また、焼却処理にともなうダイオキシン類の発生が、同様に全国で問題となっていました。白馬山麓環境施設組合では、平成11～12年度にかけて、清掃センターの排ガス高度処理設備工事を行い、厚生省の新ガイドライン基準値（5 ng-TEQ／3 m³）を満たしています。

さらに、ごみ処理の広域化計画について北アルプス広域連合では平成15年度「ごみ処理広域化基本構想」を策定し、将来の循環型社会の構築を前提とした、排出抑制、資源化、収集・運搬、中間処理、最終処分方法などの方向性をまとめ、平成16年度にはより具体化した「ごみ処理広域化基本計画」を策定し、本村もごみ処理広域化の推進をめざします。

契約先の最終処分場の延命化を図り、ダイオキシン類の発生を抑制するためには、ごみの減量化、資源ごみのリサイクルをより一層進めることが重要であり、その一環として平成12年度から平成16年度まで延べ251基の生ごみ処理機設置に対し補助金を交付し普及に努めてきました。また平成11（1999）年9月からは、容器包装リサイクル法によるごみの

分別収集を始め、平成13（2001）年4月から家電リサイクル法によるテレビ・洗濯機・エアコン・冷蔵庫（冷凍庫—平成16年4月追加品目）の適正な処理と資源の有効利用を図り、平成15（2003）年10月からは、「資源有効利用促進法」に基づいた家庭用パソコンリサイクル、平成16（2004）年10月から二輪車（オートバイ）リサイクルシステムの業界自主取り組み、平成17（2005）年1月からの自動車リサイクル法など、様々な品目のリサイクル化が図られてきているところです。

資源の有効利用を目的とした資源ごみへの対応は、住民の分別収集に対する理解が徹底されつつありますが、さらに村民意識を高揚し資源循環型社会の構築を図る必要があります。一方、廃棄物の不法処理は、村内でも不法投棄や野焼き、簡易ごみ焼却炉によるごみ処理などの事例がみられます。不法処理による環境汚染を未然に防止するとともに、美しく快適な生活環境と公衆衛生の向上に努め、こころ安らぐ快適な村づくりをめざします。

し尿処理は、平成6（1994）年3月に完成した白馬山麓環境施設組合の処理施設「クリーンコスモ」の1日の処理可能能力が、45kl（し尿26kl／日・浄化槽19kl／日）となっています。クリーンコスモには、観光シーズン前になると営業施設からの汲み取り申し込みが殺到します。また、合併処理浄化槽においては施設の適正な維持管理が必要であり、これを怠ると河川の水質汚濁につながる重大な問題となります。

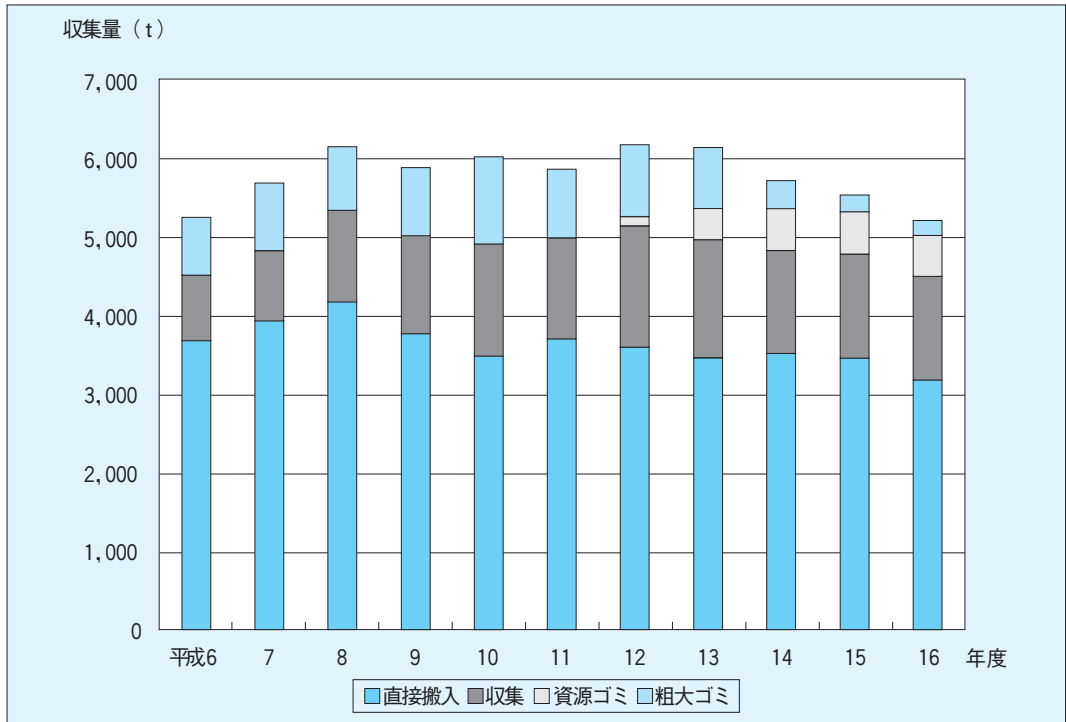
現在、下水道計画に基づき整備が進められていますが、供用地区においても浄化槽のある施設では下水道に今もって加入しないというケースも多く、問題となっています。このことは、環境衛生上また下水道の事業効果上重大な問題であり、今後さらに下水道計画との整合を図り、下水道接続の促進を強化するとともに、水質汚濁対策の必要性を住民に呼びかける必要があります。ほとんどの河川は、最終的には姫川に流れ込んでおり、水源域にあたる本村が水質を保全する責任は重大です。

本村では都市部に見られる産業公害はありません。本村通地籍に平成13年度に全農とJA大北が建設し、平成14年度から業務を開始したSPF（特定病原菌不在）豚農場施設からの悪臭問題も、県主導による臭気対策協議会などにより対策が講じられてきています。

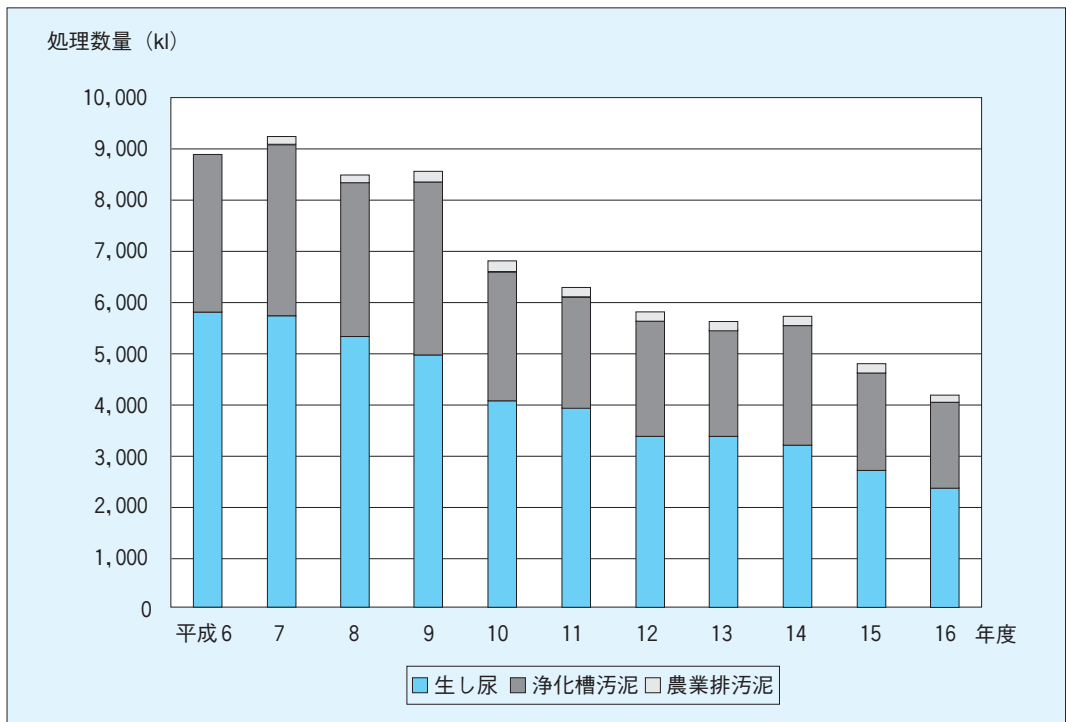
本村は観光シーズンになると交通量の増大にともなう騒音、振動、粉塵、光害など、観光地ならではの問題を抱えています。さらに近年、地球温暖化、大気汚染など地球規模での問題に対しても深刻な状況が伝えられ、これを身近なこととして受け止め、関係機関と協調した対策をとる必要があります。

地球環境問題については、庁内で策定した温室効果ガス削減率先実行計画に基づき事務・事業を進めるとともに、これを一般事業者や家庭にも広げていく必要があります。この恵まれた環境を汚すことなく、子孫に引き継いでいくことが重要です。

年度別ごみ処理状況



年度別し尿処理状況



《施 策》

(1) ごみ関係

- ① 廃棄物の発生、排出をさらに抑制して、廃棄物の減量化を推進します。
- ② 「白馬村をきれいにする条例」に基づき、不法投棄防止、空缶投げ捨て防止、自動車などの放置防止の徹底を継続します。
- ③ 不法投棄監視パトロールを継続し、野焼きの防止を図ります。
- ④ 国・県のごみ処理広域化計画に基づき、広域連合を通じて大北地域のごみ処理広域化に沿って推進します。
- ⑤ 生ごみ処理による有機肥料化・飼料化などについて研究します。

(2) リサイクル

- ① 容器包装リサイクル法・家電リサイクル法・パソコンリサイクル・二輪車リサイクル・自動車リサイクル法などの制度の徹底を図ります。

(3) 環境美化

- ① 住民参加による花づくり運動などの環境美化活動を推進し、地域の美しい景観づくりに対する住民意識の高揚を図ります。
- ② 廃屋の実態調査を行い、撤去事業などの調査研究を行います。
- ③ 環境衛生を目的としたNPO法人などのボランティア活動を支援します。

(4) 公害対策

- ① アスベスト問題に関する窓口を開設し、今後の建築物解体での啓蒙指導などを行います。
- ② 水質、土壌、騒音、悪臭などについて監視、巡視、相談の充実を図ります。

第4節 暮らし支えあいプロジェクト

1. 地域支えあいネットワーク

《現状と課題》

少子・高齢化などにより、高齢者世帯が増えています。特に独居高齢者世帯や身体が不自由な高齢者がいる高齢者世帯が増え、核家族化や都市化も絡み、様々な問題が生じています。その中でも、災害などの緊急時の対応や高齢者の引きこもりが、問題となっています。

火災による死亡のうち、高齢者世帯住宅の火災によるものがかなりの割合を占めています。また、豪雨による土砂崩れや洪水による被害者も、高齢者や身体が不自由などの者が多く、社会問題となっています。本村においても例外ではありません。

こういった悲惨な事故を防ぐため、地域とのつながりを保ち、地域の中で積極的に生きていくことができる施策が必要となっています。

《施策》

- ① 高齢者の社会参加や地域活動を促進するとともに、世代間交流や文化活動、スポーツ活動の促進に努めます。
- ② 高齢者世帯・障害者世帯を地域で見守る地域ネットワークづくりや、地区が作成する地域支えあいマップづくりなどの事業を支援します。

2. 情報通信基盤

《現状と課題》

パソコンやインターネット、携帯電話などの情報通信技術の著しい発展と普及は、住民の生活環境面においても大きな変化をもたらしています。今後は生活の隅々まで情報が浸透し、より安全で便利な社会の実現が期待されており、住民の利便性向上及び地域産業の振興のためにも、高度情報化は不可欠なものになっています。

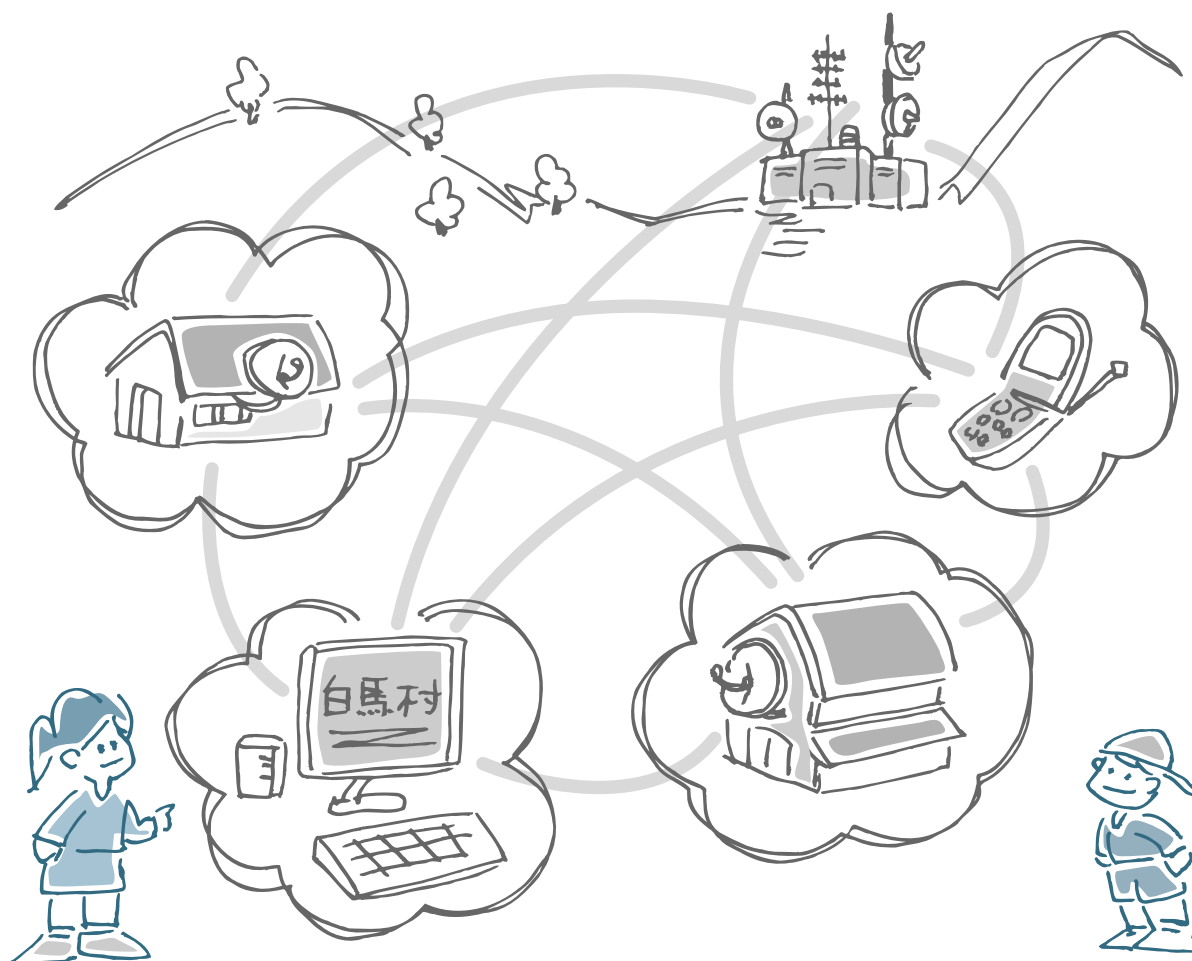
小中学校においてもパソコンの整備が進み、また、公民館事業などでもパソコン教室を開設するなど、情報化社会に対応するよう施策を展開してきました。また、本村のホームページを平成14（2002）年6月に開設し、村の情報提供や観光客へのイメージアップに活用しています。

しかしながら、ブロードバンド環境は決して進んでいるとは言えず、近隣市村と新たな情報格差や社会的格差の拡大が懸念されます。民間主導を前提としながらも、的確なインフラ整備を働きかけ、誰もが享受できるブロードバンド環境の整備が必要となっています。

また、一部地域では観光地域でありながら、携帯電話の不感地帯が残っており、移动通信エリア拡大に向け関係機関への働きかけを行い、早急に解決を図る必要があります。

《 施 策 》

- ① 地上波デジタル対応に向けた調査研究に取り組みます。
- ② 移动通信施設（携帯電話など）の不感地域解消に向けた取り組みを進めます。
- ③ 白馬村の各種行政情報について、行政公式ホームページにより随時提供します。
- ④ 通信インフラ整備のあり方、村内間を繋ぐネットワークのあり方及び有効なシステムについて研究します。



第3章 支えあい健康に暮らす地域福祉社会を築く

第1節 むらごと健康づくりプロジェクト

1. 自律的健康づくり

《現状と課題》

少子・高齢化が急速に進む中、人生を心身ともに健やかに過ごすには、一人ひとりが健康に対する意識を高め、自己管理をしていくことが重要になります。

白馬村の死亡原因は、がん・脳卒中・心臓病によるものが非常に多く、これらを併せると約3割を占めています。

また、慢性疾患の増大などにより医療費が高騰しています。

健康診断では、壮年期に高脂血・高血糖・高血圧状態を重複して持っている人が増加の傾向にあります。

高脂血・高血糖・高血圧を重複して持つ状態を、メタボリックシンドロームと言います。脳卒中・心臓病・糖尿病の予防のためには、その誘引であるメタボリックシンドロームを慢性的に引き起こしている、過食・偏食・運動不足・ストレス・睡眠不足などの生活習慣を自ら見直すことが重要です。

見直しのきっかけづくりとして、自分自身の健康状態を知る基本検診の受診者を増やすこと、受診後のフォローが重要となります。

また、乳幼児期から肥満・高脂血状態にならないよう、家庭の中で健全な生活習慣を身につけさせることが必要といえます。

《施策》

- ① 健康診断、健康教育などを通じて住民自らの健康づくりに対する意識を高め、自己管理意欲が高まるよう啓発します。
- ② 生活習慣病などの正しい知識と予防に対する学習会を通し、保健予防の推進、健康づくり指導者の育成に努めます。
- ③ 地域コミュニティを活用した「いどばた健康教室」などの健康づくりの場を積極的に設けます。
- ④ 健康増進を目的としたNPO法人などのボランティア活動を支援します。

2. 医療体制

《現状と課題》

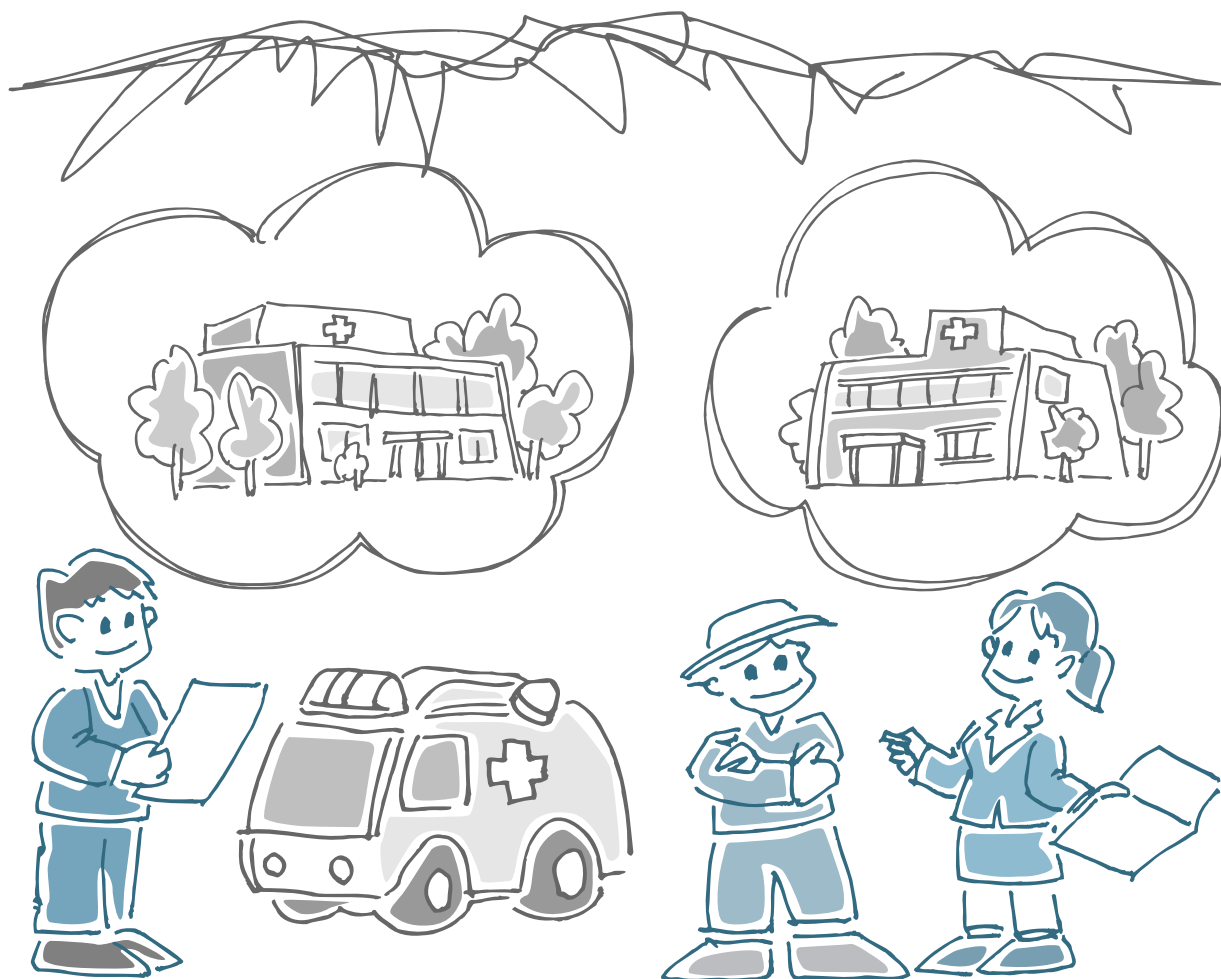
健康で安心して暮らせる地域づくりとして欠かせないことは、万一の医療体制です。夜間救急医療における一次診療体制を確立させることが急務となっています。

また、白馬小谷地域にはない診療科目を受診するため、特に高齢者が不便を強いられています。この状態の解決に向け、積極的に関係機関に働きかけることが必要となっています。

さらに、スキー傷害診療体制の確立のため、関係機関を支援する必要があります。

《施策》

- ① 大北地域の医療機関と連携して平日夜間診療を開設します。
- ② 関係医療機関などに対して白馬小谷地域にない診療科目の設置を働きかけます。
- ③ スキー傷害診療に係る体制の支援に努めます。
- ④ 大北地域の歯科医療機関と連携して祝祭日診療を開設します。



第2節 福祉いきいきプロジェクト

1. 老人福祉

《現状と課題》

我が国の高齢化の進行が加速する中、白馬村でも高齢化率が20%を越えました。いわゆる団塊の世代が後期高齢化世代になるのもそう遠くない日となります。

少子・高齢化が進み、職場が少なくなることから若い世代が白馬村を離れるケースが多くなり、単に後期高齢化人口が増えるというだけでなく、高齢者世帯が増加するという重大な局面を迎えることとなります。

その結果として、介護世代自体が不在の村となることから、介護保険法の施行と関連した総合的な老人福祉施策が必要となります。また、それに対する財政負担も当然考慮しなければなりません。

今どんな老人福祉サービスを住民は必要としているか、応益負担は公平か、国県の制度には何があり何が適当であるかなど、問題点を洗い直し、施策を構築していくことが必要です。さらに、保健・福祉・医療の連携が重要であり、関係機関の相互連携も必要となっています。

高齢化率の推移

単位：%

	平成 元年度	3	5	7	9	11	12	13	14	15	16
白馬村	13.7	15.4	16.2	16.6	17.2	18.0	18.1	18.9	19.8	19.9	20.3
北アルプス広域	16.4	17.9	19.9	20.3	21.5	22.8	23.0	23.7	24.2	24.7	25.2
長野県	15.5	16.1	18.4	18.8	19.8	21.0	21.2	21.7	22.2	22.7	23.0
全国平均	11.6	12.0	14.1	14.5	15.5	16.7	17.4	18.1	18.7	19.2	19.6

※平成12・13年度は、各4月1日現在

資料：毎月人口異動調査より

《施 策》

- ① 地域が自主的に行う独り暮らし老人世帯や高齢者世帯を地域で見守るネットワークづくりを積極的に支援します。
- ② 自主的な地域コミュニティ活動による健康教室など的高齢者生きがいつくり、健康づくり事業を国県の制度を利用して支援します。
- ③ 高齢者の生きがいつくりのため、文化、伝統、産業などの分野で高齢者の知恵と経験を生かす場づくりに努めます。
- ④ 高齢者の生きがいつくりなど高齢者ケアに関する NPO の結成などについて積極的に支援します。
- ⑤ 高齢者が自立した生活を営んでもらうために、地域と高齢者・障害者を総合的に支援する地域包括支援センターを整備します。
- ⑥ 村内の既存施設などを高齢者の生きがいつくりや健康づくりの場として有効利用するよう努めます。

2. 障害者福祉

《現状と課題》

障害者に対しては、従来の医療費や補装具の給付といった経済的な支援制度のほか、障害者が自立して生活する支援など、ライフスタイルに応じ必要なサービスを選択して受ける支援費制度が始まり、数年が経ちました。その利用状況から制度が障害者個々にきめ細かく行渡り、十分に活用されるようになるためには、様々な面でまだまだ検討の余地があるといえます。

全国的にも障害の重度化・重複化が進み、また障害者の高齢化の加速もあり、大きな社会問題にもなっています。

そのような障害者福祉制度の過渡期中、支援費制度を見直すため、新たに障害者自立支援法が制定され、施行されようとしています。障害者が家庭や地域でより快適で質の高い、自立した生活ができることが目的とされています。利用者の財政負担に応じ、どこまで公平な負担で利用しやすい制度が展開されるかということが、今後大きな課題となります。

身体障害者の状況

平成17年4月1日現在

障害種別と等級	1	2	3	4	5	6	男	女	計
視覚障害	7	2	1	1		2	7	6	13
聴覚障害	1	6	4	11		9	18	13	31
聾啞		1					0	1	1
平衡機能障害							0	0	0
音声言語機能障害		1		1			1	1	2
そしゃく機能障害							0	0	0
心臓機能障害	17	1	5	9			22	10	32
腎臓機能障害	20	1					13	8	21
呼吸器機能障害		1	11				11	1	12
膀胱・直腸機能障害			1	5			4	2	6
小腸機能障害				1			1	0	1
体幹機能障害	18	10	8	1	2		17	22	39
上肢切断				5	2		5	2	7
上肢機能障害	13	6	4	4	3		16	14	30
下肢切断			4	3			6	1	7
下肢機能障害	3	13	19	23	11	6	25	50	75
計	79	42	57	64	18	17	146	131	277

資料：保健福祉課

《施策》

- ① 従来の制度に加え、障害者自立支援法の制度を活用した、日常生活の支援とサービスの提供に努めます。
- ② 障害者の生活安定のための施策の充実を図ります。
- ③ 障害者のニーズに応じた福祉施設の運営の見直しを行い、国などの制度の中で老人福祉を含めた包括的な支援体制など、体制づくりに努めます。

3. 介護保険

《現状と課題》

介護保険は、長寿、高齢化により本人や家族が抱える介護の不安や負担を、社会全体で支えあうためにつくられた制度です。

スタートから5年が経過した平成17年度には、介護保険制度を「持続可能な制度」にするために、「予防重視型システムへの転換」、「施設給付の見直し」などが行われました。

国は、「予防重視型システムへの転換」を図る理由として、要支援及び要介護1に認定された人が、大幅に増加していると指摘しています。白馬村を含む大北広域でも、要支援・要介護1の認定者数が、最近急激な増加を示しています。また、国は、軽度認定者に対する介護サービスが状態の改善につながっていないと指摘し、軽度認定者に対するサービス提供の在り方を見直しています。

白馬村では、平成18年度より「地域包括支援センター」を設置し、公正・中立な立場から、地域における総合相談や、要支援・要介護の非該当者から要支援者に至るまでの、継続的な介護予防マネジメントを一体的に実施します。このような取り組みにより、要支援状態となることの予防と要介護状態への悪化の予防を図っていくことが必要といえます。

要介護（支援）認定状況

平成17年6月30日現在

認定結果	白馬村(人)	構成比	広域全体(人)	構成比
要 支 援	45	14.1%	349	13.6%
要 介 護 1	120	37.5%	896	35.0%
要 介 護 2	40	12.5%	357	14.0%
要 介 護 3	37	11.6%	343	13.4%
要 介 護 4	41	12.8%	317	12.4%
要 介 護 5	37	11.6%	296	11.6%
判 定 者 計	320	100.0%	2558	100.0%

※認定（申請）後、死亡した者は除く。
 ※特別養護老人ホームなど施設入所者を含む。

資料：保健福祉課

《施 策》

- ① 公正・中立な立場から、地域における相談、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントを担う機関として地域包括支援センターを設置します。
- ② 独り暮らし高齢者や認知症高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるような介護予防事業の推進に努めます。
- ③ 公平・公正なケアマネジメントが受けられるよう介護支援専門員の資質の向上に努めます。

4. 少子化対策・児童母子福祉

《現状と課題》

現在、日本全体で少子化が急速に進行しています。本村においても、少子化は進み、平成15年度の合計特殊出生率は、1.34と、人口を維持するのに必要とされる合計特殊出生率の水準である2.08を大きく割り込んでいます。

少子化をもたらす背景には、個々人の結婚観やライフスタイルの変化に伴い、結婚しない人が増えていることや、結婚年齢が遅くなっていることがあげられます。

これに加え、一組の夫婦から生まれる子どもの数が少なくなっている「夫婦の出生力そのものの低下」という新たな要因も指摘されています。

急速な少子化の進行は、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであることから、「次世代育成支援対策推進法」を受け、本村では平成17年3月、「白馬村次世代育成支援行動計画」を策定しました。

今後は、この行動計画に基づいた、母子保健・医療・子育て支援サービス・教育・生活環境などの総合的な取り組みが必要となります。

また、核家族化や共働き家庭の増加に伴い、地域社会の結びつきや子どもに対する意識も希薄になり、孤立している家庭も少なくありません。

今後は、子育て支援ルームの機能や相談体制を充実させるとともに、地域のボランティアなど、地域住民による支えあいを促進し、保育所やふれあいセンターなど既存の公共施設を利用した、地域に密着したサービスが提供できるようにしていくことが必要です。

さらに、ひとり親家庭では、社会的、経済的、精神的に不安定な状態になりがちとなることから、相談体制を充実させるとともに、多様な保育ニーズへ対応する施策が必要とされています。

出生率の状況

(人口千対)

年	白馬村	長野県	全国
昭和50年	15.4	15.8	17.1
昭和60年	13.3	11.3	11.9
平成2年	11.4	10	10
平成7年	12	9.7	9.6
平成12年	9	9.7	9.5
平成13年	9.9	9.6	9.3
平成14年	9.9	9.3	9.2
平成15年	8.2	9.1	8.9

※出生率：人口1,000人当たりの年間の出生児数の割合

資料：保健福祉課

※市町村人口は、毎月人口異動調査による総人口（10月1日現在）

長野県、全国の人口は、推計人口による（10月1日現在）

合計特殊出生率の状況

年	白馬村	長野県	全国
昭和50年	2.09	2.05	1.91
昭和60年	2.01	1.85	1.76
平成2年	1.92	1.71	1.54
平成7年	2.01	1.64	1.42
平成12年	1.29	1.59	1.36
平成13年	1.46	1.5	1.33
平成14年	1.45	1.47	1.32
平成15年	1.34	1.44	1.29

※出生率：人口1,000人当たりの年間の出生児数の割合

資料：保健福祉課

※市町村人口は、毎月人口異動調査による総人口（10月1日現在）

長野県、全国の人口は、推計人口による（10月1日現在）

保育所の入所状況

平成17年4月1日現在

	定員	入所児童数						合計
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
南部保育所	80	0	1	4	11	13	10	39
中部保育所	120	0	6	6	21	20	24	77
北部保育所	60	0	0	3	10	9	12	34
合計	260	0	7	13	42	42	46	150

資料：保健福祉課

《施策》

- ① 白馬村次世代育成支援行動計画を基に、総合的な施策の推進を図ります。
- ② 子育て支援に関する相談体制・情報提供を充実するよう努めます。
- ③ 保育所の老朽化と少子化に対応した保育施設整備などの再整備を行い、併せて保育施設の後利用について検討します。
- ④ 多様な保育ニーズに対応できるよう、保育所における保育サービスや、放課後児童クラブの充実に努めます。
- ⑤ 育児サークルなどを支援し、親同士が交流できる場づくりに努めます。
- ⑥ 短時間や緊急時に活用できるファミリーサポートなどの制度を充実させます。
- ⑦ 恵まれた自然環境の中での子育てをアピールし、この地域で育てたいと思わせる環境づくりを関係諸機関と創意工夫します。
- ⑧ 児童虐待の早期発見のための啓発と、児童虐待防止地区連絡員や児童相談所などと連携し早期対応に努めます。
- ⑨ ひとり親家庭の相談体制について充実に努めます。

第4章 地域をみつめ自然に学び文化を育む

第1節 地域独自教育プロジェクト

1. 義務教育

《現状と課題》

義務教育は、子どもが成長・発達していく上で不可欠な学力、体力、道徳性を養う責任を担っています。しかし現状は、学ぶ意欲や生活習慣の未確立、問題行動、施設の老朽化などにより、深刻な状況下にあります。

子どもたちがよく学び、よく遊び、心身ともに健やかに育つことをめざし、資質能力の高い教師が指導に当たるとともに、家庭や地域との連携により、学校が生き生きと活力ある活動を展開する必要があります。

小学校学級数と児童数の推移

年 度	白馬南小		白馬北小		合 計	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
平成2年	6	196	15	494	21	690
4年	7	195	15	475	22	670
6年	9	217	14	458	23	675
8年	9	203	15	479	24	682
10年	8	199	15	459	23	658
12年	7	174	14	443	21	617
14年	7	174	15	432	22	606
16年	8	167	16	431	24	598
17年	8	181	16	419	24	600
18年	8	162	16	414	24	576
19年	8	149	14	392	22	541
20年	8	148	14	378	22	526
21年	8	141	14	376	22	517
22年	8	132	14	361	22	493

※平成18～22年度は予想数

資料：教育委員会

中学校の学級数と生徒数の推移

年 度	平成6年	8年	10年	12年	14年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
学級数	10	11	9	11	11	11	11	11	11	11	11	11
生徒数	352	338	347	353	320	303	291	301	310	314	303	292

※平成18～22年度は予想数

資料：教育委員会

中学卒業生の進路状況

年次	男女別卒業生総数		進学者				高専	就職者	備考	
			総数	全日		通信				定時
				県内	県外					
昭和33年度 卒業生	総	165	122	53			69		36	
	男	87	63	24			39		19	
	女	78	59	29			30		17	
昭和45年度 卒業生	総	114	105	104			1		10	
	男	63	56	56					7	
	女	51	49	48			1		3	
昭和53年度 卒業生	総	90	90	90						
	男	43	43	43						
	女	47	47	47						
昭和59年度 卒業生	総	89	88	87				1	1	
	男	51	50	49				1	1	
	女	38	38	38						
平成元年度 卒業生	総	142	141	139				2	1	
	男	76	76	74				2		
	女	66	65	65					1	
平成5年度 卒業生	総	122	120	118				2		
	男	74	72	70				2		
	女	48	48	48						
平成10年度 卒業生	総	118	114	105	7		2			
	男	64	61	55	5		1		無職3	
	女	54	53	50	2		1		無職1	
平成14年度 卒業生	総	114	110	106	4					
	男	57	54	53	1				無職3	
	女	57	56	53	3				無職1	
平成15年度 卒業生	総	98	97	95	2					
	男	54	53	51	2				海外留学1	
	女	44	44	44						
平成16年度 卒業生	総	103	103	95	5	2		1		
	男	58	58	53	3	1		1		
	女	45	45	42	2	1				

資料：教育委員会

《施 策》

- ① 児童生徒の安全・安心を大切にした学校環境づくりを進めます。
- ② 北小学校、中学校のプールの改修及び南・北小学校校舎の改築を推進します。
- ③ 「確かな学力」の育成、基礎・基本を徹底し、知識、技能ともに自ら学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力などを養う教育を推進します。
- ④ 情報化・国際化の進展、環境問題など社会の変化に対応する教育活動を推進します。
- ⑤ 児童・生徒が正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身につけ、生涯にわたり健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、指導体制の整備・地域の特色を生かした学校給食の充実を図ります。
- ⑥ 家庭・地域の信頼を深める創意による開かれた学校及び活力に満ちた学校づくりを進めます。

2. 魅力ある高校づくり

《現状と課題》

県は、少子化による生徒減少及び教育行政改革により、高等学校改革プラン推進委員会で、「多様化する生徒の希望に応えることができる、魅力ある高校づくり」と「生徒数の減少や4通学区制の実施などに対応した高等学校の適正な規模及び配置」について検討中であります。

現在及び将来の白馬高校をより良くするため、地域で検討を重ね、魅力と特色ある地域高校として存続させる必要があります。

白馬高校の学級数と生徒数の推移

年 度	平成2年	4年	6年	8年	10年	12年	14年	16年
学級数	9	9	9	9	9	9	9	9
生徒数	388	338	265	315	257	262	235	208

資料：教育委員会

白馬高校卒業生進路状況

年次	男女別 卒業生総数		進学者				就職者			その他
			総数	大学	短大	専門	総数	就職	自営業	
昭和30年度 卒業生	総	51	3	1	2		48	12	36	
	男	19	2	1	1		17	4	13	
	女	32	1		1		31	8	23	
昭和45年度 卒業生	総	117	47	7	14	26	64	64		6
	男	67	23	6		17	36	36		6
	女	50	24	1	14	9	28	28		
昭和55年度 卒業生	総	127	60	5	11	44	67	66	1	
	男	73	37	5	2	30	36	35	1	
	女	54	23		9	14	31	31		
昭和60年度 卒業生	総	124	64	16	13	35	55	52	3	5
	男	71	36	13	1	22	32	30	2	5
	女	53	28	3	12	13	23	22	1	
平成元年度 卒業生	総	130	75	15	14	46	52	48	4	3
	男	73	38	10	2	26	32	30	2	3
	女	57	37	5	12	20	20	18	2	
平成5年度 卒業生	総	85	51	11	11	29	24	22	2	10
	男	45	28	6		22	14	13	1	10
	女	40	23	5	11	7	10	9	1	
平成10年度 卒業生	総	70	42	10	11	21	26	21	5	2
	男	35	17	5	2	10	18	15	3	2
	女	35	25	5	9	11	8	6	2	
平成15年度 卒業生	総	67	55	25	9	21	12	11	1	
	男	43	36	23	1	12	8	7	1	
	女	24	19	2	8	9	4	4		
平成16年度 卒業生	総	70	47	8	7	32	15	14	1	8
	男	39	29	7	3	19	8	8		2
	女	31	18	1	4	13	7	6	1	6

資料：教育委員会

《施策》

- ① 白馬高校を、魅力と特色ある地域高校として存続するために、小中高校・家庭・地域の連携を強め、村民参加による学校づくりを支援します。

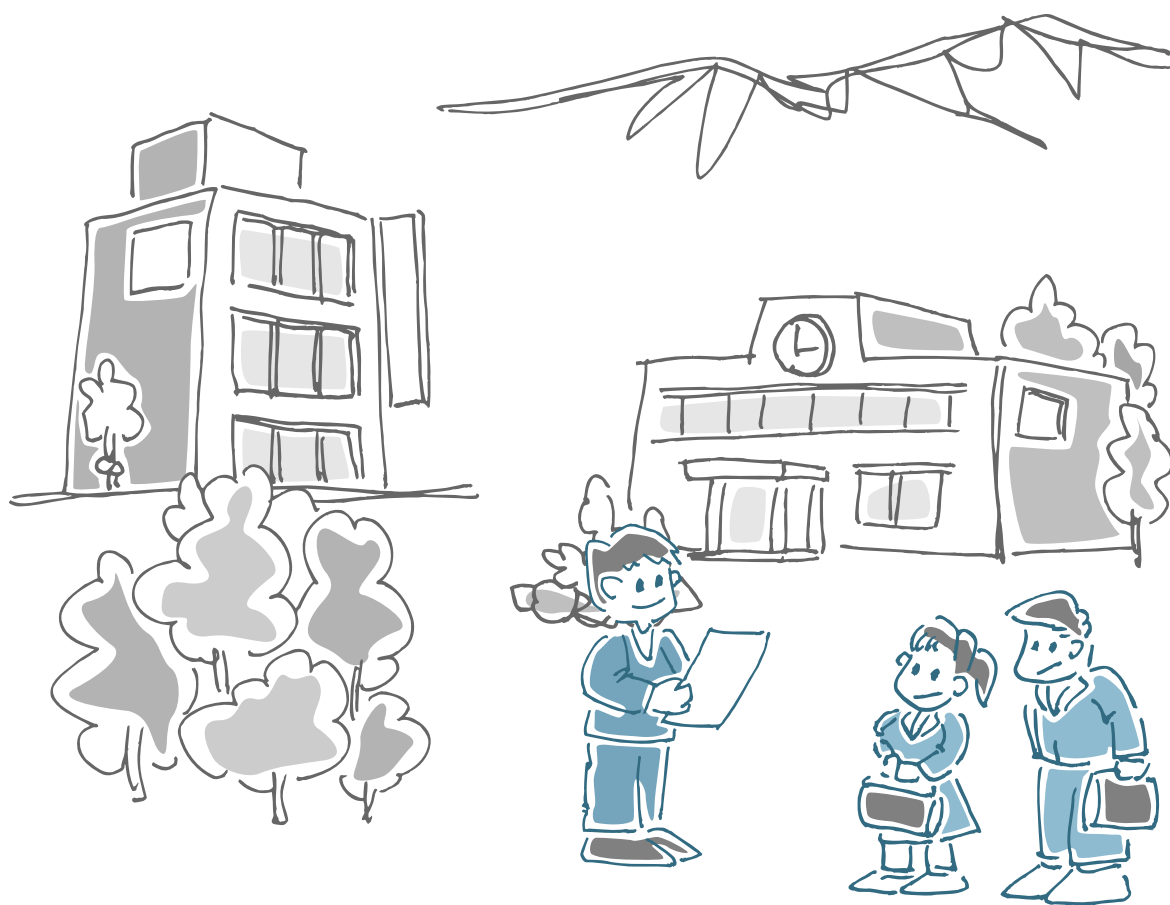
3. 地域学習

《現状と課題》

学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とし、そこから一歩進み、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら一体となって、自然・社会体験、ボランティア活動など、子どもたちの教育に取り組みます。(学社融合)

《施策》

- ① 学社融合の中で、地域学習のための総合的な学習プログラムを作成します。
 - ・ 自然体験やボランティア活動などの社会体験学習
 - ・ 地場産の材料を使ったものづくりや生産活動などの体験学習
 - ・ 友好都市の生活や文化などに慣れ親しむ体験学習



第2節 個性あふれる生涯学習プロジェクト

1. 生涯教育

《現状と課題》

現在、本村を取り巻く環境は、近年の急激な社会情勢の変化の中、暮らしも意識も大きく変革しています。農業の機械化や交通手段の発達、高齢化社会や週休2日制（学校週5日制）の普及は、時間的なゆとりを生み、情報伝達機能（マスメディア）の発達やIT（情報技術）産業の普及、オリンピック開催にともなう国際的規模の地域間交流の広がり、様々な文化に接する機会を生み、人々はこれまでよりも多くの選択肢の中から、自分の個性や趣味に合った生き方や生活を望むようになりました。

ひたすら働き老後に余生を楽しむという時代は終焉し、生涯の各段階で多様な生き方を求め、生活のゆとりと長い人生の有意義な過ごし方を生涯テーマとする人々が多くなってきました。

村内では、各々の趣味や興味を、自主的、主体的に継続し深め合い、人生を豊かにする多様な活動への欲求が高まり、様々な場や形で行われるようになりました。公民館が行う各種講座への申し込み状況や、毎年11月の文化祭への参加者数は、学習ニーズの高さを物語っています。

この現状に応えることで、村民一人ひとりの個性や能力を伸ばし、自己実現や充実（いきがい）を満たすばかりではなく、「学び」を通じて、ふれあい、助けあい、そして育てあう、世代を超えたつながりへと発展することが期待できます。

このように村民の願いに応え、本村の学習環境をいつでも・どこでも・だれでもという生涯学習の視点でもう一度見直し、幼児期から高齢期までのあらゆるライフステージに対応できる学習システムの構築と、拠点となる生涯教育施設の整備、機能の充実を図っていく必要があります。

学級講座など開設状況

区 分	内 容	合計回数	参加延人数
ふれあい教室	ギター、囲碁、民謡、陶芸、園芸、健康おばちゃん の料理、ビーズアクセサリー。	93	124
自然ふれあい体験シ リーズ	ギフチョウ・ヒメギフチョウ観察、野鳥観察、ガー デニング講習、雪形観察、村民登山、きのご展。	6	101
美術館めぐり	県内の美術館をたずね、芸術作品にふれる事により、 村民の芸術感を養う。	1	25
英会話教室	国際化に対応するため、語学力習得並びに、諸外国 に対する豊かな国際理解の心を養う。	270	160
パソコン教室	日本語入力から、メール、インターネット並びに、 文章作成、表計算の技術向上。	80	138
ベビーマッサージ	子育てに不安を持っている親のため、その不安と親 子のスキンシップのため。	1	22
公民館講座	その時々話題に沿った講座の開催。	1	30
クリスマス公演		1	170

資料：教育委員会

公民館等施設一覧表

区 分	分 館 名	規模 (m ²)	設 置 年
内 山	多目的集会施設	116.60	昭和59
佐 野	生活改善センター	211.17	54
沢 渡	公民館	112.00	39
三 日 市 場	農産物処理加工施設	170.90	59
堀 之 内	公民館	314.00	36
飯 田	公民館	99.17	32
飯 森	公民館	316.00	45
深 空	基幹センター	184.00	50
八 方 口	生活改善センター	198.70	61
八 方	八方文化会館	821.00	48
瑞 穂	農業生活改善センター	152.37	58
白 馬 町	公民館	337.10	平成17 (建年昭和58)
森 上	基幹センター	150.00	48
新 田	公民館	234.00	42
塩 島	基幹センター	136.00	51
通	農業生活改善施設	81.98	59
立 の 間	農業生活改善施設	82.81	平成 4
切 久 保	公民館	120.00	昭和47
落 倉	公民館	60.00	49
野 平	基幹センター	122.00	48
大 出	生活改善施設	190.46	60
蕨 平	集落センター	121.00	57
嶺 方	公民館	120.00	42
青 鬼	公民館	60.00	47

資料：総務課

《施 策》

- ① 生涯教育の拠点として公民館活動の充実を図り、学習情報の収集・提供・相談体制の整備、指導者の育成、芸術・文化活動を推進します。
- ② 地域住民の多種多様な学習ニーズに応えるため、広範な講座・各種教室の開設を図ります。
- ③ 地域住民の知恵や知識経験を活用した社会文化振興団体（自主運営団体）の活動を支援します。
- ④ 図書館などの整備と機能の充実を図ります。
- ⑤ 生涯学習の成果を、個人のキャリアや、ボランティア活動、地域社会の発展に活かせる機会や活動の場を創造します。

2. 青少年育成

《現状と課題》

都市化や生活様式の変化などに伴い、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。子どもの人間形成に重要な、基本的な生活習慣や考え方、価値観などは、家庭の及ぼす影響が極めて大きく、家庭生活における家族の不断の努力によって身につくものと考えられています。しかし、核家族化や少子化に加え、共働き家庭、受験競争の激化などにより、様々な家庭問題や社会問題が発生しています。こうした状況は青少年にあたる影響も大きく、心の悩みを抱える青少年も増え、青少年非行の低年齢化・凶悪化が大きな社会問題となっています。家庭・学校・地域における青少年教育の在り方が、全国的に問われています。

現在、本村では、スポーツ・レクリエーションや、社会活動・ボランティア活動を通じた子ども居場所事業など、青少年活動が活発に行われています。

今後とも、家庭、学校、地域が連携しそれぞれの役割を認識し、その教育機能を十分発揮し、生涯学習の観点からも、自ら学ぶ力を身につけ、自主的で人間性豊かな子どもたちを育てることが大切といえます。

《施 策》

- ① 青少年の豊かな心と能力の発達を促す体験学習や、親子のふれあいをテーマとした学習・運動の機会提供に努めます。
- ② 青少年の健全育成に関する関係者が、有機的な連帯の下に広く村民一人ひとりの関心を高め、青少年育成運動のさらなる飛躍を図ることを目的とする「青少年育成村民会

議」の事業推進を図ります。

- ③ 各地区子ども会の結成と自主活動の推進を図るため、地区子ども会育成会の組織の強化と活動支援、指導者・リーダーの発掘育成、及び地区子ども会相互の連携を図ります。

3. 人権・平和教育

《現状と課題》

私たちの身の回りには、さまざまな差別や偏見が根強く存在しています。一人ひとりの人権を尊重し差別を廃絶していくことが重要です。

これまで人権教育は、学校、職場、社会教育などの中で取り組まれてきましたが、日常生活を通じてすべての村民が、あらゆる人権問題に対して正しい認識を持ち、差別をなくしていく行動を実践していくことが期待されます。

そのためには、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに対する、あらゆる差別問題に深い理解と認識を持ち、家庭、地域、学校などでこれまで実施されてきた学習の場をさらに活用することも必要です。

また、生活の基本となる「平和」とは何なのかを次代を担っていく子どもたちにしっかり伝えなければなりません。

《施策》

- ① 研修会などへ村民が主体的に参加できる体制づくりを推進します。
- ② 学校教育・社会教育、職場・家庭などでの学習など、あらゆる場を通じた人権教育の推進を図ります。
- ③ 人権、平和学習の充実のために情報提供を支援します。

4. 生涯スポーツ

《現状と課題》

学校週5日制の完全実施などとともに、余暇時間の増大や健康志向の高まりなどから、年齢や体力に応じた生涯を通じてのスポーツ活動が年々盛んになり、その重要性も増えています。また、スポーツ人口も増加し、活動内容も多様化・高度化し、これらに対応できる施設整備を進めていく必要があります。本村ではこれまでも、住民のスポーツ志向の高

まりに対応するためのスポーツ施設整備や、スポーツに親しめる教育施設の開放を進め、村民スポーツ普及に努めてきました。

しかし、住民のスポーツへの関心はますます高く、これから生涯スポーツを定着させていくためには、「総合型地域スポーツクラブ」を立ち上げ、さらなる住民ニーズに対応できる組織化が大きな目標であります。また、具体的な今後の課題として、限られた本村の人口の中、いかにスポーツ指導者を発掘及び育成を図るかが重要な課題であります。

体育施設では、ウイング21、スノーハープ、白馬ジャンプ競技場などのオリンピック財産の有効利用を進め、初級者から上級者・子どもから高齢者まで性別に関係なくだれでも楽しめ、生きがいづくり、仲間との交流、健康づくりを進め、さらにレクリエーション活動の振興を図っていく必要があります。

生涯スポーツの現状

区 分	内 容	合 計 数	合 計 人 数
村民スポーツ祭	スポーツ祭（4種目）、少年スポーツ祭（2種目）	2大会	参加総人数 2,100人
体育協会加盟団体	陸上競技、水泳、ソフト、軟式野球、バレーボール、ミニバレーボール、ソフトバレーボール、ゲートボール、テニス、サッカー、ゴルフ、マレットゴルフ	12団体	加盟総人数 1,989人
白馬村選手権など大会	女子バレーボール、陸上競技、ゴルフ、野球、ソフトボール、テニス、ソフトバレーボール（2回）、マレットゴルフ、クロスカントリー大会	10大会	参加延人数 2,845人
スポーツ教室	ゴルフ、水泳、テニス、太極拳、ウォーキング、マシントレーニング、ウエイトトレーニング、スキー	88回	参加延人数 2,811人
スポーツ少年団	剣道、サッカー、空手、武道空手、陸上競技、バトミントン、バレーボール、硬式野球、トランポリン、バスケットボール、柔道	11団体	団員総人数 373人
スポーツ少年団共通事業	団員募集説明会、研修会、合同交流会	3事業	参加総人数 400人

資料：教育委員会

《施 策》

- ① 「総合型地域スポーツクラブ」を組織し、住民が生涯にわたって多種目・多世代・一貫指導の基、スポーツを楽しむ環境をつくります。
- ② 自主的なスポーツ・レクリエーション団体の育成強化と交流を推進し、その必要性にできるだけ応える設備の充実に努めます。
- ③ 学校施設の開放を含めた既存の体育施設の有効活用と利用促進を図ります。

第3節 郷土文化伝承プロジェクト

1. 郷土文化

《現状と課題》

文化活動の活性化は、これからの白馬村にとって最も重要な課題であると考えます。

芸術文化研修などの振興の拠点に、待望の文化施設ウイング21ができあがり、大いに期待できる状態であるものの、それ程盛況となっていないのが現状であります。

郷土文化活動をより地域に根ざした文化として振興伝承するためには、青少年などを対象に後継者を育成し振興を図るとともに、文化の向上をめざすために情報の一元化に努めていくことが重要となります。

《施策》

- ① 「はくば」の伝統的な生活文化を大切にし、地域の特色として育みます。
- ② 地域の祭りや行事を全村に紹介し、住民が地域ぐるみで積極的に参加する気運を醸成します。
- ③ 老人クラブ、婦人会、地区子ども会育成会などの交流の場を持ち、伝統行事などの後継者育成を支援します。
- ④ 歴史民俗資料館と復元民家の利活用を研究し推進します。

2. 文化財保護

《現状と課題》

文化財は、長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産であります。その財産を、いかに次世代へ伝え、いかに今の暮らしに活かすかを地域の人々と考え、実践する必要があります。

白馬村指定文化財・天然記念物一覧表

指定種別	指定年月日	名 称	場 所	備 考
天然記念物	昭和49.10.1	曹洞宗示現山長谷寺の老杉群	白馬村大字神城飯森	5本
天然記念物	昭和49.10.1	細野諏訪神社の大杉	白馬村大字北城八方	1本
天然記念物	昭和49.10.1	貞麟寺の枝垂れ桜	白馬村大字神城沢渡	1本
天然記念物	昭和49.10.1	ヒメギフチョウ・ギフチョウ	白馬村内	
天然記念物	昭和49.10.1	ハッチョウトンボ・キイトンボ	白馬村大字北城落倉	
天然記念物	昭和52.3.1	八方薬師堂の江戸彼岸桜	白馬村大字北城八方	1本
天然記念物	昭和52.3.1	深空の十郎様の大山桜	白馬村大字北城深空	7本
民俗資料	昭和52.6.1	佐野坂西国三十三番観音像	白馬村大字神城佐野	33体
民俗資料	昭和52.6.1	観音原 西国・坂東・秩父百番観音像	白馬村大字北城新田	100体
天然記念物	昭和52.10.4	嶺方堀田の大山桜(儀重桜)	白馬村大字北城嶺方	1本
天然記念物	昭和55.2.1	嶺方のクリ及びイチイ	白馬村大字北城嶺方	クリ1本・イチイ1本
天然記念物	昭和55.2.1	嶺方諏訪神社の老杉群	白馬村大字北城嶺方	9本
村 宝	昭和55.2.1	銅製鱧口	白馬村大字北城切久保	鱧口1ヶ
村 宝	昭和55.2.1	切久保庚申塔	白馬村大字北城切久保	1基
村 宝	昭和55.2.1	野平庚申塔	白馬村大字北城野平	1基
天然記念物	昭和55.12.1	親海湿原・姫川源流植物帯	白馬村大字神城	153種
史 跡	昭和60.1.24	神城古墳群	白馬村大字神城	20ヶ所
村 宝	昭和60.1.24	小丸山遺跡出土遺物	白馬村大字北城民族資料館	
村 宝	昭和60.1.24	鉄製鱧口	白馬村大字神城沢渡	鱧口1ヶ
史 跡	昭和60.1.24	大宮城址	白馬村大字神城三日市場	1ヶ所
民俗資料	昭和60.1.24	熊突き槍・カモシカ皮製沓馬の尻毛製獵師帽子	白馬村大字北城民族資料館	3点
天然記念物	昭和60.1.24	クロサンショウウオ生息地	白馬村大字神城佐野・沢渡	
無形文化財	昭和60.1.24	青鬼神社祭典 火切の神事	白馬村大字北城青鬼	
天然記念物	平成1.11.24	ハクバサンショウウオ生息地	白馬村大字北城落倉	
天然記念物	平成11.12.24	八方尾根 鎌池湿原	白馬村大字北城八方	
有形文化財	平成13.12.20	大宮神明宮 絵馬	白馬村大字神城三日市場	2面
有形文化財	平成13.12.20	大宮神明宮 禁制札	白馬村大字神城三日市場	1面
有形文化財	平成13.12.20	嶺方諏訪社 絵馬	白馬村大字北城嶺方	32面
有形文化財	平成13.12.20	示現山長谷寺 伽藍(本堂・庫裏・山門)	白馬村大字神城飯森	3棟
名 勝	平成13.12.20	示現山長谷寺 庭園	白馬村大字神城飯森	
有形文化財	平成13.12.20	嶺方諏訪社 本殿	白馬村大字北城嶺方	1棟
有形文化財	平成13.12.20	切久保諏訪社 本殿	白馬村大字北城切久保	1棟

資料：教育委員会

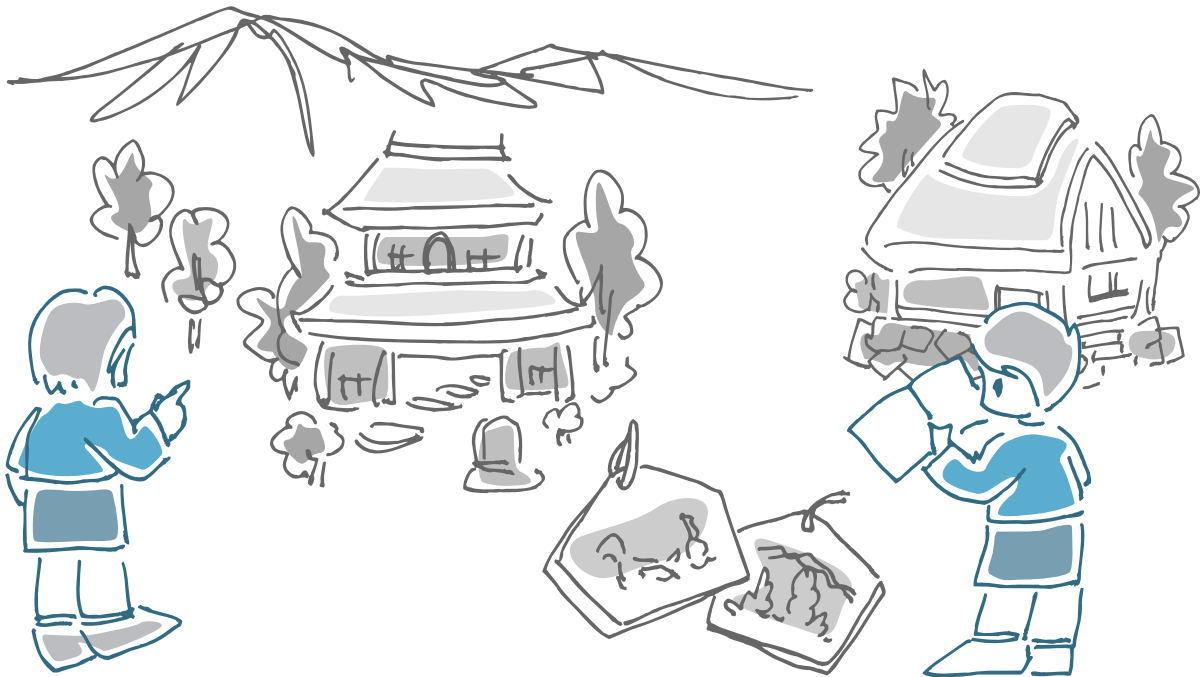
国・県指定文化財・天然記念物一覧表

指定種別	指定年月日	名称	場所	備考
国重要文化財	昭和30.2.2	神明社 本殿・諏訪社本殿	白馬村大字神城三日市場	2棟天正16年建
国特別天然記念物	昭和27.3.29	白馬連山高山植物帯	白馬村連峰一帯	
国重要伝統的建造物群保存地区	平成12.12.4	白馬村青鬼伝統的建造物群保存地区	白馬村大字北城青鬼	面積59.7ha
県宝	昭和52.3.31	銅製御正体	白馬村大字神城三日市場	2面
県天然記念物	昭和39.8.20	八方尾根高山植物帯	白馬村大字北城八方	
県重要埋蔵文化財	昭和53.6.16	船山遺跡	白馬村大字北城蕨平	

資料：教育委員会

《施策》

- ① 「有形・無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」を保護・保存と紹介を行います。
- ② 伝統的建造物群保存地区（青鬼）の保存・環境整備を図ります。
- ③ 重要文化的景観、民俗技術及びその他文化財の調査を行いその保護に努めます。



第5章 優れた資源と人を活かした活力ある経済を築く

第1節 アルプスの里観光プロジェクト

1. 観光産業

(1) 観光行政

《現状と課題》

白馬村における観光客数は、オリンピックの開催を契機に回復するのでは、との期待も空しく、平成4年の387万人の入り込みをピークに減少傾向にあり、ここ2年は270万人台で推移しています。

このような状況を打開し、観光振興をさらに進めるため、平成13年10月に「白馬村観光推進本部」を立ち上げました。その後観光連盟と観光推進本部を一本化し「白馬村観光局」と名称を改め、平成17年2月には観光局を法人化し「有限責任中間法人白馬村観光局」として、官民一体となった組織体制を整備しました。

観光局が設立されたことにより、行政が行うべきことと観光局が行うべきことを明確にし、観光振興・観光推進は観光局が中心となって実施し、行政は観光局の事業が円滑かつ速やかに展開できるようバックアップする組織としています。

スキー市場の縮小傾向が止まらない中、経済活動の多くをウインターシーズンに依存する白馬村の観光において、観光の通年化は必然的な状況です。グリーンシーズンの観光を推進する上で、冬季とは異なった年齢層・嗜好などに対応するには、今まで以上に上質なサービスが求められ、あわせてソフト・ハード両面の見直しや研究が必要です。一方、潜在能力の高い村内のスキー場を活用し、他の地域にはない独自のウインターライフを提供する環境づくりも重要となります。また、交通網の整備による旅行者の移動範囲の広域化、ニーズの多様化、高度化などに対応するため、従前の「点」でのアピールを、関係企業や各機関が協働し「線」「面」での価値創造に取り組むことで「圏域の魅力」を発信し、誘客と共にサービスレベルの向上を図ることが望まれます。

目的別観光客数

単位：人

年	登山	スキー	一般観光旅行	合計
昭和50年	77,000	1,711,200	545,100	2,333,300
55年	151,000	1,348,000	651,000	2,150,000
60年	99,000	2,100,000	810,000	3,009,000
平成2年	86,000	2,542,200	955,500	3,583,700
7年	51,900	2,482,600	1,119,000	3,653,500
12年	91,300	1,786,200	1,380,900	3,258,400
13年	94,000	1,358,700	1,583,000	3,035,700
14年	78,600	1,695,000	1,307,000	3,080,600
15年	69,800	1,464,000	1,238,400	2,772,200
16年	63,800	1,258,800	1,408,200	2,730,800

資料：観光国際課

スキー場別スキー客数

上段：最新（平成16.12～17.3）

下段：ピーク（平成4.12～5.3）

スキー場	12月	1月	2月	3月	計	比較(%)
白馬さのさか	1,145	16,805	21,728	19,039	58,717	49.8
	12,242	40,913	38,825	25,856	117,836	
白馬五竜	43,380	102,260	107,090	88,870	341,600	64.4
	66,484	167,056	164,844	132,382	530,766	
Hakuba47	14,779	40,998	43,528	38,943	138,248	68.3
	29,700	59,300	55,700	57,700	202,400	
白馬八方尾根	51,318	116,352	144,524	101,758	413,952	34.0
	135,277	352,823	373,956	356,625	1,218,681	
白馬岩岳	3,132	48,349	74,307	54,712	180,500	44.8
	38,639	128,583	124,235	111,176	402,633	
白馬みねかた	106	2,709	4,087	2,961	9,863	44.5
	2,013	6,710	7,429	6,007	22,159	
白馬ハイランド	444	5,165	5,920	7,150	18,679	51.3
	3,714	13,128	10,235	9,318	36,395	
合計	114,304	332,638	401,184	313,433	1,161,559	45.9
	288,069	768,513	775,224	699,064	2,530,870	

資料：観光国際課

宿泊施設種目別数

平成16年4月1日現在

区分	旅館	民宿	ペンション	ロッジ・ ヒュッテ	ホテル	貸別荘	合計
棟数	118	174	283	74	67	16	732
収容人数	6,910	7,070	8,082	4,273	5,063	744	32,142

※白馬村観光局に登録している施設

資料：観光国際課

《施策》

- ① 村内事業所における閑散期対策事業を支援します。
- ② 広域計画に基づき、枠を越えた広域観光を統一的、戦略的及び能動的に推進します。
- ③ 減少傾向にある登山客の実情を踏まえ、関係者と共に山岳観光の見直しに取り組みます。
- ④ 進化していく情報技術（IT）を利用した観光情報の発信に努めます。

(2) 白馬村観光局

《現状と課題》

白馬村観光局は、白馬村と観光事業者（白馬山系の山小屋経営者、旅館業者、索道事業者、運輸業者、商工業者、山案内人組合、温泉関係者、金融関係者、農協、その他の法人の目的に賛同する者）が英知を結集し、白馬村の豊かな自然環境を生かしながら、多様化する観光志向に対応できる環境整備、観光客の誘致、国際観光の推進を行うことにより、観光関連産業の振興を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とするとともに、その目的を達成するため各種事業を展開します。

《施 策》

- ① 白馬村観光局を主軸においた観光振興事業を推進します。

(3) 長期滞在型観光

《現状と課題》

世界共通でみられた戦後のベビーブームは、日本では「団塊の世代」を生み出し、日本の人口構成の中でひとときわ突出しています。団塊の世代がここ数年のうちに定年退職を迎え、その人口は1,000万人を超えと言われています。定年後の余暇を有効に活かすためのプログラムを求めるシニア層を対象に様々な企画を開発し、長期滞在型観光の確立を進めます。都会生活が基盤にあり、同時に故郷としての田舎暮らしと家庭菜園の実現、老後の健康を前提としたリゾートライフの楽しみを併用する長期滞在の可能性を探るものです。

《施 策》

- ① 長期滞在型観光の確立に努めます（健康環境＋リゾート観光＋家庭菜園）。
- ② 長期滞在におけるリゾート観光を充実（広域観光）させるために、近隣市町村との協力体制を強化します。
- ③ 夏季のシニア学生村、冬季のスキー研修などの滞在型観光に努めます。

(4) 海外誘客

《現状と課題》

外国人観光客については、近年韓国、台湾を中心としたアジア各国及びオーストラリアなどからの来訪が増えており、平成16年には延べ宿泊数で10,000泊を超えております。国においては、訪日外国人旅行者が平成16年度600万人を達成（過去最高）しました。さらに平成17年度には、2010年までに1,000万人に倍増することを目標にビジット・ジャパン・キャンペーン（VJC）を国、地方自治体及び民間企業などが連携しあい、活発に事業が実施されております。このような背景のもと、白馬村が真の国際観光地として相応しい、安心して滞在できる環境づくりの推進と、効果的な誘客事業を進めるため、VJCなどとの事業連携を図りながらインバウンド事業を積極的に展開します。

《施 策》

- ① 白馬村観光局及び白馬インバウンド推進協議会などにおけるインバウンド事業の推進を図ります。
- ② 外国人旅行者にもわかりやすい案内板を整備します。
- ③ 海外友好都市との国際交流を推進します。

2. 資源の利活用

(1) 地域の特性を活かす

《現状と課題》

本村には、豊かな自然や心和む美しい田園景観が広がり、これらを「むらごと自然公園」と唱えています。都市部と農村部を自由に往来・滞在できる選択的居住実現のためには、美しい棚田保全や地域の活力確保に向けた地域農業の振興をはじめ、生活環境の整備、自然や景観に配慮した田園環境の整備、さらには地域資源の利活用などを総合的に推進し、魅力ある資源の保全・充実を図るとともに、観光面などに活かすことが重要です。

温泉や気候風土など特徴的な自然エネルギー資源を活用した新エネルギーを導入することも検討します。環境負荷の低減を図りながら、安定した経済活動を持続できるよう、エネルギーの安定供給と地球環境保全に配慮した循環型社会を創造していくため、各自自治体において具体的施策の基本となる「新エネルギービジョン」の策定が求められています。

《施 策》

- ① 風力、水力発電、雪室などの環境にやさしい自然エネルギーの利活用に向けた研究を進めます。
- ② 森林を活用した林業体験や森林の持つ癒し効果を活用した森林セラピー（森林療法）を推進します。
- ③ 雪利用による栽培方法の研究と、特産品開発を推進します。
- ④ 誇れる資源（山岳、里山、歴史、文化、スポーツ）の保存と整備に努め、資源の有効利用と人材の活用を図ります。
- ⑤ 地下水資源の利活用について研究します。
- ⑥ 豊かな温泉の有効活用を図ります。

(2) 白馬ジャンプ競技場、クロスカントリー競技場

《現状と課題》

白馬ジャンプ競技場は、長野オリンピック招致を前に、平成2（1990）年7月から、ラージヒルを長野県、ノーマルヒルを白馬村のそれぞれが事業主体で建設を始め、平成4（1992）年11月に完成しました。

管理は、長野県から白馬村に委託され、村は索道運転を中心に地元民間会社に委託しています。県の管理規則では閉場日を定めているものの、観光客に配慮することにより実際は定休日なしで運行しています。このように管理面は基本的に地元及び現場サイドにありながら、大きくは県の財産であるということから、施設の改善、緊急時の予算組みなどが、県とその都度話し合いによって調整し進めなければならないなど、観光施設として柔軟性のある運営ができない弊害があります。大会運営上も、必要な備品調達や施設整備面において、同様な弊害がみられる現状であり、実際は村が多額の施設投資を行ってきました。

このような中、県は平成18年度より公募しない施設のひとつとして指定管理者制度の導入を考えています。白馬村との指定管理者制度へ移行となるものの、細かな詳細などはこれからの協議によるものと思われます。今後は白馬村として最大限メリットがある体制作りを考えていかなければなりません。また併せて、白馬村も施設の管理運営について指定管理者制度やPFI事業導入に向け、関係機関との調整が必要となっています。

白馬ジャンプ競技場は、オリンピック直後には、50万人からの観光客が訪れた村内最大の観光施設であったものの、観光施設としての位置付けがきちんと出来ないことから、この施設を核としての観光活性化が図られず、施設そのものも、リフト収入以外の収入につなげる方策の無いまま推移し、リフト収入も年々減少しています。

本村観光の今後進んでいくべき方向として、この施設を単に体育施設と位置付けるので

はなく、誘客につながる拠点的観光施設として位置付け、国際大会の開催はもとより、一般観光客も集客できる体制について再度検討し、地域や宿泊施設などと連携した積極的な利活用方策を講じていく必要があります。

ワールドカップ・全日本選手権などの大会を継続するため、経費を圧縮した大会運営をめざし、今後の継続開催に向け努力しているところです。

クロスカントリースキー競技場は、村が事業主体となり建設し、平成8（1996）年12月に完成しました。愛称を募集し、暖かく自然な曲線をイメージした「スノーハープ」が選ばれました。

施設のメイン会場については、オリンピック後の利用促進を考え、多目的に使用できる広場として全面的に芝生を敷き詰めています。

しかし、競技ルールに忠実に従い、自然環境の保全に徹底した結果、排水路の蛍の繁殖など以外は、特にコースの利用にかなりの制約があり、当初考えていたような利用にはつながらず、思うように活かせない状況があります。結果、施設からあがる収入は管理にかかる費用には遠く及ばないものであり、今後の管理運営形態・利用形態について、指定管理者制度も含め検討を要するものとなっています。

《施 策》

- ① 大会を開催し、観光活性化に繋がる体制を確立します。
- ② 観光の拠点として、誘客・宣伝・周知の方策を講じ、観光活性化に繋がるよう努めます。
- ③ 企業・各種団体に有効利用してもらうことにより、地域の活性化の向上をめざします。

3. 観光と農林業の連携

《現状と課題》

本村は、稲作主体の農業形態ですが、今後の農業経営の安定化を図る上でも、観光産業への活用は不可欠です。

また、森林未整備による自然景観への影響が懸念され、観光資源としての活用により森林整備を推進させることが必要です。

こうした状況を踏まえ、地産地消や特産品の開発、滞在型観光に繋がる体験プログラムや農地利用が求められています。

米の作付面積及び収穫量

年	面積 (ha)	収穫量 (t)
昭和35	799	3,160
40	836	3,050
45	688	3,830
55	632	1,700
60	620	3,400
平成 2	489	2,640
7	512	2,900
12	435	2,730
13	430	2,730
14	383	2,413
15	357	1,998
16	407	2,570

資料：産業課

専業・兼業別農家数

地区	年	国勢調査 世帯数	農家数	専業農家		兼業農家		
				農家数	専業率	農家数	第1種兼業	第2種兼業
神城	S40年	593	523	37	7.1	486	295	191
	50年	616	504	14	2.8	490	90	400
	60年	660	470	16	3.4	454	33	421
	H 2 年	748	402	8	2.0	394	12	382
	7 年	839	335	10	3.0	318	10	308
	12年	868	262	12	4.6	250	15	235
北城	S40年	941	655	33	5.0	622	364	258
	50年	1,070	620	10	1.6	610	60	550
	60年	1,637	586	16	2.7	570	39	531
	H 2 年	1,796	504	12	2.4	492	6	486
	7 年	2,125	463	13	2.8	450	27	423
	12年	2,471	314	20	6.4	294	20	274
全村	S40年	1,534	1,178	70	5.9	1,108	659	449
	50年	1,686	1,114	24	2.1	1,100	150	950
	60年	2,297	1,056	32	3.0	1,024	72	952
	H 2 年	2,544	906	20	2.2	886	18	868
	7 年	2,963	666	24	3.6	642	36	606
	12年	3,339	576	32	5.6	544	35	509

資料：産業課

森林整備の状況

(単位：ha)

村総面積	森林面積総計			
	国有林	民有林		
		合計	公有林	私有林
18,234	5,235	10,651	2,000	8,651

H17.4.1現在

私有林										
総数	立木地									無立木地
	総数			人工林			天然林			
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	
8,651	8,309	2,177	6,132	1,998	1,997	1	6,311	180	6,131	342

資料：産業課

《施策》

- ① 地産地消を観光局事業と連携して推進し、観光産業への活用、農業経営基盤の安定化を図ります。
- ② 市民農園制度を活用して、自家用野菜などの栽培を目的に小面積の農地を利用することができる仕組みを取り入れます。これにより農業体験の場を広げ、長期滞在型観光資源としての活用を図ります。
- ③ 農業体験プログラムの充実により、グリーンツーリズム※1を推進します。
- ④ 関係機関と連携して水稲以外の農産物や特産品の栽培と開発をさらに進め、より収益に繋がる販売促進を行ないます。
- ⑤ 除伐・間伐など森林整備をさらに進め、森林の保全と美しい景観づくりに取り組みます。

※1 都市住民が農山漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。

第2節 元気の出る農業プロジェクト

1. 農業振興

《現状と課題》

わが国の米政策は、国主導の生産調整から生産者主体の自主的な生産に移行すべく、「米政策改革大綱」に基づき平成22年度までに農業構造の展望と米作りの本来あるべき姿の実現に向け、関係者の創意工夫を發揮しつつ積極的な取り組みが必要になっています。本村においては、平成16年度に「白馬村水田農業ビジョン」を策定、産地づくり交付金を活用し、担い手支援や水田を有効利用したそば、野菜などの作物の産地づくりを行ないながら、農業の振興に努めてきています。

農業従事者の高齢化や後継者不足による遊休荒廃地化は深刻な問題であり、今後さらに、担い手や集落営農による農地の流動化と経営安定化対策を推進する必要があります。

平成10年度に白馬産の自主流通米からカドミウム濃度0.42ppmが検出され、以後、対策区域を設定し、安全性の確認と吸収抑制試験などを実施してきていますが、抜本的な対策が図られていない状況下です。関係機関団体と連携を図りながら、吸収抑制効果のある施策を推進する必要があります。

有害鳥獣による農作物の被害は近年多種に渡り、その被害も拡大する中、駆除とともに被害を未然に防ぐ対策が望まれています。

《施策》

- ① 営農支援組織の充実により、効率的な農地の流動化を図ります。
- ② 集落営農組織・担い手の育成と支援体制の充実により、遊休農地の解消と農業経営基盤の安定化を推進します。
- ③ 優良農地を確保するため、基盤の維持管理を図ります。
- ④ 県営中山間総合整備事業による基盤整備などを行ない、この事業を完遂させます。
- ⑤ 中山間地域における直接支払制度の活用を行います。
- ⑥ 新規就農者の育成と支援を行ないます。
- ⑦ 国、県、大学などの関係機関と連携し、白馬産米の調査及びカドミウムの吸収抑制の研究を進め栽培管理指導を行います。
- ⑧ 有害鳥獣駆除対策をさらに進め、農作物の被害防止に努めます。
- ⑨ 牧場の優良飼料を確保するため、草地整備改良を支援します。

第3節 起業支援プロジェクト

1. 商工業

(1) 白馬商工会との連携

《現状と課題》

白馬村の商業は、商店数・従業員数・商品販売額とも、平成9年度をピークに減少傾向にあります。観光客の激減、村内外の大型店への消費の偏りなどが要因であり、長引く観光産業の低迷の中、抜本的な商業の活性化を図る打開策が中々見つからない状況です。観光消費額の伸びを期待し、白馬商工会と連携し、地産池消による特産品の開発を積極的に進めるなど、安定した経営基盤の確立、中小店舗の不安解消に努めます。

工業においても、オリンピック開催時期を境に、建設・建築業界の受注高の激減が続いており、倒産する企業もでてきています。公共事業などが増加する要素はなく、他業種への参入を検討する村内企業を支援します。

《施策》

- ① 経営指導・中小企業支援制度の充実と強化を図ります。
- ② 地元卸売業者、小売業者の安定経営への取り組みをします。
- ③ 商店街などの地域活性化事業を支援します。

(2) 商工業者への支援資金

《現状と課題》

融資制度については、白馬村が村内4金融機関に預託金を配分し、その3倍相当額を限度額として村内企業などへの融資を実施し、融資にともなう保証料を負担しています。ここ数年の利用状況は、不況による体力の低下から減少傾向にあります。今後の景気動向とそれにとまなう村内企業の事業の展開に基づき、企業投資、生産力増加投資、設備投資などが予想される中、時代に対応した制度の拡充と融資枠の拡大を図ります。

《施策》

- ① 託金の増額及び融資枠を拡大します。

- ② 融資制度の拡充に努めます。

(3) 雇用対策

《現状と課題》

長引く景気の低迷により村内の雇用は厳しい状況にあり、このことが本村人口における社会的要因の減少を導いています。

このような状況において、元気で活力に満ちた暮らしを実現するためには、高齢者や障害者にかかわらず、誰もが生涯にわたり生き生きと働くことのできる労働環境の整備が求められています。

今後は、雇用の安定化を図るため労働・雇用状況を把握するとともに、対策について検討・協議します。

《施 策》

- ① 広域的な雇用対策に取り組みます。
- ② 白馬村の地域特性を活かした雇用促進を研究します。

2. 新たな産業の模索

《現状と課題》

観光産業が低迷している中、新たな産業構造の構築による経済基盤の安定化が必要です。自然環境に配慮し、既存の産業との融合を視野に入れながら、新たな企業の参入について研究を進め、地域の活性化に資することが必要となります。

《施 策》

- ① 地域の特色を活かした産業の先進事例に関する情報収集や情報提供を行います。
- ② 夏季スキー場を活用した新産業・新事業の展開を支援します。
- ③ 地元企業の他事業への参入を支援します。
- ④ 企業誘致可能な産業、立地条件を研究し、白馬の自然環境にあった企業誘致をめざします。その際には、受け入れのための優遇施策を検討します。
- ⑤ 研究機関・団体との連携協力により、環境共生型社会実現に向けての各種産業（食料、環境、資源エネルギー、健康など）の振興を進めます。

第6章 住民と行政が協働し開かれたむらをつくる

第1節 住民参画プロジェクト

1. 住民参画と協働^{※1}

《現状と課題》

これまでの行政主体の村づくりでは、住民が村づくりに関心を持ちにくくなるだけでなく、住民の協力が得られないために十分な成果が得られていないものもあります。特に近年においては、コミュニティや地域福祉活動など、地域住民の主体的な活動なしでは実現が難しい課題が増えてきています。

個性的で魅力ある村を創り上げていくためには、「自分達の村は自分達の手で」という基本理念が重要であり、地域に暮らす人々が地域の中で村づくりに参画していくことが重要となっています。また、住民と行政、コミュニティが交流を密にしながら、村づくりに対する共通認識を持ち、パートナーシップによる村づくりを進めていくことが重要となります。

このような住民の多様な要望に応えていくためには、行政過程に対する住民参加と、それらに応える職員の資質向上、各種の審議会・委員会への参加や、村長への手紙・ファックス、行政相談、事業説明会など住民参加を念頭においた行政手法が重要となります。また、住民が村づくりの原点に立ち、住民の創意工夫が活かされ、住みたくなる村づくりを進めるため、村づくり活動やボランティア活動に取り組みことができる支援体制の整備などが課題となります。

村政への村民参加を促進し、行政と住民との協働による村づくりを実現していくためには、行政問題など様々な情報を提供し、住民との情報の共有化を一層進めていかなければなりません。今後は、村の行政施策全般にわたり、村民ニーズの迅速かつ的確な把握に努めるとともに、村民と行政の相互理解の促進や一層の村民との対話の推進が求められます。

平成17年11月現在でのNPO法人認証団体数は9つ、その他に各種のボランティア団体があり、福祉、まちづくり、環境、スポーツなど様々な分野で活動の広がりを見せています。こうした団体を中心としたNPO活動などは、今後ますます増加していくことが予想されます。

しかし、現状ではNPOのほとんどが人材や活動資金の不足、事務機能が整備された活動拠点がなく、団体の活動が中々市民に伝わっていないなど、様々な課題を抱えているほか、団体相互の情報、交流の場がないことによる団体間の協力関係が構築できないなどの課題があります。

NPO活動が継続し、発展していくためには、活動の中心を担う人材育成や、自らの活動目標や意義、活動の自己評価を社会に向けて積極的に発信するなどの環境整備も必要です。

村は、このような環境整備という側面的な支援の観点から、情報・活動機会の提供など、より包括的な支援・促進策を実施していく必要があります。

※1 協働とは、地域には本来、地域の課題を自分たちで解決し、決定していく機能が備わっています。地域の一員として、お互いが快適に暮らすためのルールや仕組み（道普請、環境の美化や保全、資源の運営、相互扶助など）が、昔からごく普通に機能していました。しかし、高度経済成長期を境として、公共空間の管理をはじめ地域の課題解決も、行政への依存傾向が強まり、同時に地域におのずから培われてきたルールや仕組みも、個人の価値観の多様化などから、その機能が縮小してきました。そのため、住民と行政が、役割と責任を担い合い、お互いの能力を発揮しながら、公共の課題の効果的な解決に向け、連携・協力することをいう。

《施 策》

- ① 住民提案制度を確立し、地域づくりの立案から実施・運営に至るまで、積極的な住民参画を促進する体制づくりを進めます。
- ② NPO 法人、ボランティアなどの住民活動を通じた村づくりへの参加、参画、協働を進めるための支援や情報提供など取り組みやすい環境を整備します。
- ③ 住民、企業など、行政の協働による村づくりを推進します。
- ④ 委員会、審議会へ「公募」による住民参画の機会の拡充に努めます。
- ⑤ 情報公開を進める開かれた行政を推進するため、広報などを積極的に活用した行政情報の提供に努めます。
- ⑥ 村民が地域や村の行事に積極的に参加するよう促します。
- ⑦ 情報公開条例に基づいた制度の適正運用を行います。



2. コミュニティ計画

《現状と課題》

社会環境、生活環境、生活様式の急激な変化に伴い、核家族化、地域連帯感の希薄化などの社会現象が生じてきました。本村も急激な都市化のため、地域連帯感の希薄化など、あらためてコミュニティのあり方が問われています。

本村は、古くからの行政区を中心としてまとまりを持ち、コミュニティを形成してきました。また行政的にも、区を単位として末端行政事務の一部を依頼し、相互信頼と協力という関係を築いています。「集落」は、それぞれがある程度の距離をおいた家屋の集合体でありましたが、主要道路沿いを中心に近年は区切りがつけられないほど混在化が進むとともに、多様な価値観のもと、都会的生活習慣の持ち込み、生活意識や社会環境の変化により、古くからの基本的なコミュニティである行政区へ加入しないなどの変化が生じています。

一方、新しい行政区では、当初はこれらの理由から結束力のない時期も見受けられましたが、徐々にまとまりを見出しています。行政区を単位としたコミュニティのあり方は今後も本村にとって重要なことであり、各種行事への積極的な参加と、同じ地域としての新たな郷土愛をさらに醸成する必要があります。

本村では、行政区が29地区あり、平成16年11月に実施した調査では、3,555世帯のうち、988世帯が行政区に加入しておらず、行政区加入率は72%となっています。このような状況からも、旧来からの村民と新しく村民となった人々の交流や、地域の連帯意識づくりが大切であり、時代にあった地域コミュニティの形成と活動の推進を支援していく必要があります。

今後は、あらゆる行政施策の中で、行政と住民との相互理解と協力は不可欠であり、「協働」を推進するためには、公平性の観点からも行政区加入率向上に努めなければなりません。

《施策》

- ① 行政区の見直し、区の組織体制や行政との係わり方を再検討するとともに、組織間の連携を促進し地域活動の活性化を地区と相談しながら進めます。
- ② 行政区への加入率が向上するような魅力ある地域づくりを支援します。
- ③ 地域コミュニティづくりの事例を研究し、優良事例を広報などにより紹介します。
- ④ 地域の伝統行事などを守り、地域の特性を活かしたスポーツ大会、各種行事の開催を促します。

3. 男女共同参画社会の実現

《現状と課題》

男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会にするため、平成11（1999）年に男女共同参画社会基本法が施行されました。

これにより、女性の社会活動への参加意識の高まりや職業を持つ女性が増加し、制度の整備や計画が策定されるなど、女性の社会参画の重要性が理解されてきています。

しかしながら、本村の現状を見ると、行政や住民生活の様々な分野・組織では、依然として男性中心の社会・組織となっている実態です。住民の意識や社会慣習の上では性別による固定観念が残っており、真の男女平等社会の実現のため、政策決定の場への参画や雇用における格差の解消、社会慣行の改革が求められています。

このため、本村においても性別によるすべての差別を受けず、男女の人権が尊重される地域社会づくりが望まれており、住民や事業所に対する啓発活動を推進しながら男女平等参画を促進します。

《施 策》

- ① 職場、家庭、地域において男女が共に活躍し、次代を担う子どもを育むことができる社会の実現を図るため、行政面では委員会・審議会への均衡のとれた登用を積極的に図ります。また地域では事業所・コミュニティ・家庭・教育の場で、共に働きやすい社会をつくるための啓発活動を行って、女性の自律した活動を支援します。
- ② 男女共同参画社会づくり計画の策定と、男女共同参画条例の制定に向けて取り組みます。

第2節 無駄を省いた健全行財政プロジェクト

1. 行政計画

《現状と課題》

本村は、社会経済情勢の悪化や国の行財政改革による補助金の抑制及び地方交付税の削減などに伴い、非常に厳しい財政運営を強いられています。また、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の公布により、これまで以上に地方自治確立に対する責任が求められています。

こうした状況に対応するため、国は向こう5年間の行政改革を定める「集中改革プラン」の策定を義務付けました。これらを実行することにより、効率的で健全な行財政運営を図り、その適正化に努めなければなりません。また、地方公共団体には、「自己決定・自己責任」の原則のもと、地域における行政を、自主的かつ総合的に実施するという役割を担うことがますます期待されているところです。

今後も厳しい財政状況を認識し、経費の節減や適正な受益者負担のあり方の検討及び補助金・地方交付税・税源移譲の「三位一体改革」の適正な推進により、財源の確保に向けた対応が必要となっています。

時代・社会の変化や自治体を取り巻く様々な状況の変化を踏まえ、これまでの村の仕事、事務事業についての現状と課題を認識し、その必要性、効果・有効性、成果、効率性などの視点から、客観的に検証、評価し、仕事の仕組み、進め方の改善など以後の行政運営に反映させる「事務事業評価制度」にも取り組んでいかなければなりません。

本村の地籍調査事業は、昭和63年度より南に位置する佐野地区から着手し、これまで582haの調査が完了しています。当初計画では、25年程で平地部分が終了する予定でしたが大幅に遅れたペースで進んでおり、現在の進行状況では、地籍調査が終了するまで30年程かかるものと予想されます。

地籍調査の成果を活用する意味においても、進捗率を上げ早期完了をめざします。

《施策》

- ① 行政改革の具体的施策の見直しを随時実施し、より現実的・効率的な改革に努め、地方分権時代に対応した行政運営を推進します。
- ② 職員の定員適正化計画に基づいた人員配置と減員へ対応できる人材育成を進めます。
- ③ 組織・事務事業の見直しと、効率的な行政運営計画を樹立します。

- (a) 指定管理者制度^{*1}の導入に伴い、それぞれの施設にふさわしい管理者の選定をします。
- (b) PFI^{*2}による公共事業導入の方策を研究します。
- (c) 事業評価制度^{*3}を導入し、各種事業の目標設定と数値指標化による効果測定によって評価し、広報などにより周知します。あわせて住民参加型の事業評価制度についても研究します。
- (d) 地籍調査事業は、進捗率を上げて早期完成をめざします。

2. 広報公聴

《現状と課題》

本村では、「広報はくば」「議会だより」の発行や、各種広報物の配布、インターネットのホームページを活用した情報提供に取り組んでおり、今後は、より身近で親しみのある情報提供手段が確立されることから、これらを活用した広報・公聴の充実を図る必要があります。

現在、村民ニーズの把握や反映などのため、地区懇談会や各種団体との懇談会などを実施していますが、村民に対し村政への関心と参加意識を促すとともに、広く村民の声を的確に受け止める体制を充実させていく必要があります。また、ITの進展に対応し、インターネットなどを活用しながら、村政運営に民意を反映させていく体制づくりを行う必要があります。

これまでのように様々な村民ニーズに行政が応える行政運営でなく、村民と行政が協働で村づくりを進めることが大切です。そのためには、村民と行政が情報を共有し、相互の理解を深めていく広報・公聴活動は大変重要な役割を果たします。

- ※1 指定管理者制度とは、これまで、公の施設の管理を自治体が外部に委ねる場合は、相手先が村の出資法人や公共的団体などに限られていたが、指定管理者制度の導入により、村議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に委ねることができる制度をいう。
- ※2 PFIは直訳すれば、民間資金主導型の手法であり、従来公共部門が提供していた公共サービスを民間主導で実施することにより、設計、建設、維持管理・運営に民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方をいう。
- ※3 事業評価制度とは、村が実施している事務事業について、「村民のニーズを捉えたものになっているか」「目的達成のために役立っているか」「無駄なく行っているか」などを点検することにより、事務事業の問題点を発見し、今後どのように改善するかを明らかにする仕組みのことをいう。

《施 策》

- ① 各種広報は全村民の基礎情報であるので、正しくわかりやすい広報紙づくりに努めるとともに、配布方法について地区役員とともに検討します。
- ② 情報通信の活用できる場所と機会を提供するとともに、情報通信技術を活用し情報の共有に向けたシステムに対応できるよう普及に役立てます。
- ③ 広報無線放送により行政情報、防災情報が受信できる個別受信機の普及を進めます。
- ④ 白馬村行政ホームページの充実を図るとともに、多くの村民が利用できるよう普及のための啓蒙を図ります。
- ⑤ 行政懇談会の開催方法を検討するなど、住民の意見を聴く機会の創出に努めます。

3. 財政計画

《現状と課題》

(1) 地方財政をとりまく状況

現在、国・地方を合わせると約770兆円もの借金があるといわれており、これは、一年間の国民総生産額の1.5倍にも匹敵する膨大な金額であります。しかも、加速度的に増大し、このままでは、1,000兆円を超えることは避けられない状況です。

そこで、国では、郵政民営化につづく最大の政治課題を「財政再建」と位置付け、巨大な債務の縮減を急務とし「改革」の名のもと、政策を掲げています。

国の一般会計歳出総額に占める割合でみると、地方交付税をはじめとする地方財政に対する支出は、社会保障費に次いで大きいものであり、その見直しを大きな柱とする「三位一体の改革」が進行中です。これは、交付税見直しのほか、国庫補助金の削減、地方への税源移譲を一体として行うことを意味し、国では、地方の裁量度を高め自主性を大幅に高める改革であるとしています。しかし、人口が1万人に満たない自治体の現実、国庫補助の削減に見合う収入が確保できず、交付税の一方的な見直しによる交付額の大幅減に見舞われ、財政面において、かつてない危機的状況に追い込まれています。

今後も地方自治体に対する国の「風当たり」は強くなることが予測されるものの、このような厳しい状況下で、少子・高齢化社会の進行にともなう地域福祉施策への対応、地域経済の活性化対策など、住民生活に対する責務はますます大きくなっています。それらを実施していくためには、何よりも「財政健全化」が求められており、地方自治体共通の緊急課題といえます。

(2) 白馬村の財政状況と課題

【財政規模と公債費】

第3次総合計画後期計画期は、五輪会場地として大型プロジェクトが集中し、財政規模が最大112億円まで増大した前期に比較すると減少傾向に転じ、60億円台を推移しました。この5年間は、小学校体育館、プール、校舎増築と義務教育施設の整備とともに、大出都市公園整備に着手するなど、文化・教育面充実への投資が目立ちました。

事業遂行にともなう地方債の動向は、地方債残高で、平成9年度の118億円をピークに減少し、16年度末には82億円となり、年度ごとの公債費も平成15年度までの14億～15億円台から、17年度は11億円台に減ってきており、今後とも減少していきます。

こうした数字では、地方債に対する負担は一見順調に軽減されているかに見えますが、後述の一般財源の落ち込みによる標準財政規模の縮小に加え、交付税措置の少ない地方債の占める割合が増加しており、償還に対する純粋な負担度をあらわす起債制限比率は、単年度で長らく推移した12%台から13%台へと上昇し、平成20年度には県の指導基準となる14%を突破する見込みです。公債費は減少しているものの、財政の負担感は増していくという状態の進行が予測されます。

【財政の硬直化と一般財源の減少】

財政構造の弾力性を示す経常収支比率（経常的な収入に対する経常経費の割合）は、一般的に75%を超えると硬直化のはじまりと言われていています。本村は、平成15年度まで75%前後でしたが、16年度決算において80.8%と一気に上昇し、公債費のほか、各種施設の維持管理などの経常経費への支出に迫られ、臨時的な財政需要に対する財政適応力が低下している状況が数字にあらわれています。

公債費負担と財政硬直化の大きな要因に、一般財源の減少があります。

国の三位一体改革の影響により、地方交付税は縮小方向に見直されています。普通交付税はこの2年間（平成15年～17年）で3億9,000万円もの大幅な減額（臨時財政対策債を含む。）となっており、このような急激な変化は、交付税依存度の高い小規模町村には大変な打撃で、財政運営に多大な困難を引き起こしています。

一般財源のうち、自主財源の柱である村税も平成9年度の23億円をピークに減少の一途をたどり、16億円余りにまで税収が落ち込みました。景気低迷、スキーをはじめとする観光人口の減少、土地評価の下落などの要素が影響、今後しばらくは上昇カーブに転じることが考えづらい現状です。また、長年の課題である累積した税の滞納解消への取り組みも様々な方策により行っているものの、その効果はあられず、平成16年度末には9億円を超えています。

【基金の状況】

基金については、財政調整基金・減債基金合わせて約6億5,000万円（平成16年度末）

です。ここ2年間で約2億4,000万円を財政運営へ繰出しています。当然のことながら、基金は緊急的な財政需要に備えるための蓄えであり、基金に頼らぬ財政運営が喫緊の課題となっています。

【今後の財政展望】

三位一体改革をはじめ、国の地方財政対策の行方が明確に示されない中、予測は非常に困難なものの、地方交付税の縮小・見直し、税収の減少傾向がしばらく続くという条件下で今後5年間で推計すると、まさに正念場の期間になると予測されます。

大変厳しい状況である平成17年度を基準として、基金の繰入れ以外の主な一般財源を予測すると、普通交付税は、国の見直し方針による縮小のうえ、地方債の交付税措置が大きく減ります。また村税も、地価の下落傾向に歯止めがかからない現状などから、固定資産税において税収減は避けられない見通しです。

これらの状況を勘案していくと、一般財源は6億円前後減る恐れがあり、一方、現在歳出で予測可能な公債費及び公債費に準じる支出の減は4億円弱にとどまる見込みです。これは、公債費など以外の支出に充てることができる歳入が、2億円以上減少することを意味します。さらに、基金繰入れを見込んでいる現在の財政運営の状況を加味すると、減少幅は広がります。

現在、下水道事業など他会計に対し約4億6,000万円（平成16年度実績）を一般会計から繰出していますが、下水道事業会計における起債償還費が今後ピークを迎えること、高齢化の進行に伴い、広域で実施している介護保険にかかる費用の増加が予想されること、などの理由から、繰出金の増加は避けられないと予想されます。

財政指数など推移表

区 分	平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度	
	前年比 %		前年比 %		前年比 %		前年比 %		前年比 %		前年比 %	
決算規模(千円)	6,855,044	▲ 6.1	9,524,425	38.9	11,270,684	18.3	8,020,105	▲ 28.8	6,283,685	▲ 21.7	6,576,542	4.7
実質収支(千円)	52,724	▲ 17.1	54,073	25.6	46,109	▲ 14.7	57,551	24.8	60,634	5.4	63,936	5.4
経常収支比率(%)	74.6	17.7	80.6	8.0	72.9	▲ 9.6	71.6	▲ 1.8	72.6	1.4	73.2	0.8
基準財政需要額(千円)	2,676,283	▲ 8.1	2,949,160	10.2	3,104,580	5.3	3,299,847	6.3	3,488,522	5.7	3,601,413	3.2
基準財政収入額(千円)	1,844,400	9.1	1,899,230	3.0	1,910,613	0.6	1,999,249	4.6	2,022,488	1.2	1,865,639	▲ 7.8
普通交付税額(千円)	833,787	▲ 31.4	1,046,990	25.6	1,193,967	14.0	1,315,240	10.2	1,463,831	11.3	1,733,884	18.4
財政力指数	0.633	▲ 0.8	0.636	0.5	0.627	▲ 1.4	0.622	▲ 0.8	0.600	▲ 3.5	0.568	▲ 5.3
標準財政規模(千円)	3,269,918	▲ 5.2	3,556,190	8.8	3,717,154	4.5	3,955,944	6.4	4,135,321	4.5	4,195,071	1.4
起債制限比率(%)	11.2	0.9	11.8	5.4	12.1	2.5	12.1	0.0	12.3	1.7	12.5	1.6
公債費負担比率(千円)	16.0	33.3	16.0	0.0	18.1	13.1	20.3	12.2	26.4	30.0	27.1	2.7
当年度借入額(千円)	1,552,200	▲ 22.2	2,032,200	30.9	2,375,865	16.9	1,578,535	▲ 33.6	373,700	▲ 76.3	464,900	24.4
当年度元利償還金(千円)	712,525	19.9	710,171	▲ 0.3	935,893	31.8	1,101,559	17.7	1,517,665	37.8	1,552,172	2.3
地方債現在高(千円)	7,386,285	19.7	9,056,640	22.6	10,880,444	20.1	11,773,438	8.2	11,035,454	▲ 6.3	10,317,023	▲ 6.5
積立基金現在高(千円)	1,765,448	7.4	1,326,728	▲ 24.9	1,115,143	▲ 15.9	1,325,964	18.9	1,255,851	▲ 5.3	1,145,332	▲ 8.8
年度末人口(人)	9,057	1.3	9,231	1.9	9,375	1.6	9,422	0.5	9,486	0.7	9,528	0.4

区 分	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
		前年比 %		前年比 %		前年比 %		前年比 %		前年比 %
決算規模（千円）	6,629,532	0.8	6,824,733	2.9	6,241,127	▲ 8.6	5,912,803	▲ 5.3	5,471,637	▲ 7.5
実質収支（千円）	28,342	▲ 55.7	28,375	0.1	66,990	136.1	61,244	▲ 8.6	57,711	▲ 5.8
経常収支比率（%）	74.6	1.9	76.2	2.1	74.3	▲ 2.5	74.4	0.1	80.8	8.6
基準財政需要額（千円）	3,638,905	1.0	3,651,680	0.4	3,511,752	▲ 3.8	3,276,123	▲ 6.7	3,094,517	▲ 5.5
基準財政収入額（千円）	1,774,393	▲ 4.9	1,744,405	▲ 1.7	1,699,436	▲ 2.6	1,566,498	▲ 7.8	1,573,938	0.5
普通交付税額（千円）	1,880,648	8.5	1,904,570	1.3	1,810,155	▲ 5.0	1,713,350	▲ 5.3	1,520,579	▲ 11.3
財政力指数	0.529	▲ 6.9	0.495	▲ 6.4	0.483	▲ 2.4	0.480	▲ 0.6	0.490	2.1
標準財政規模（千円）	4,219,260	0.6	4,202,617	▲ 0.4	4,047,629	▲ 3.7	3,771,869	▲ 6.8	3,587,912	▲ 4.9
起債制限比率（%）	12.6	0.8	12.6	0.0	12.5	▲ 0.8	12.5	0.0	12.7	1.6
公債費負担比率（千円）	25.5	▲ 5.9	27.3	7.1	28.5	4.4	28.1	▲ 1.4	26.7	▲ 5.0
当年度借入額（千円）	674,400	45.1	604,400	▲ 10.4	784,300	29.8	875,600	11.6	592,900	▲ 32.3
当年度元利償還金（千円）	1,396,632	▲ 10.0	1,456,023	4.3	1,440,002	▲ 1.1	1,401,938	▲ 2.6	1,220,736	▲ 12.9
地方債現在高（千円）	9,918,926	▲ 3.9	9,359,997	▲ 5.6	8,963,704	▲ 4.2	8,662,754	▲ 3.4	8,233,030	▲ 5.0
積立基金現在高（千円）	1,179,215	3.0	1,191,504	1.0	1,136,780	▲ 4.6	1,064,122	▲ 6.4	871,995	▲ 18.1
年度末人口（人）	9,525	0.0	9,544	0.2	9,541	0.0	9,552	0.1	9,517	▲ 0.4

資料：総務課

白馬村財政状況試算表

(単位：百万円)

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
総 額	歳 入 (A)	6,874	6,241	5,913	5,472	4,919	4,952	4,510	4,344	4,232	4,169
	市町村税	1,886	1,812	1,700	1,663	1,590	1,480	1,460	1,434	1,377	1,320
	分担金等自主財源	580	556	502	627	510	584	470	470	420	420
	地方交付税	2,246	2,115	1,934	1,729	1,710	1,580	1,495	1,355	1,350	1,344
	国・県支出金	1,224	698	620	541	423	328	410	410	410	410
	地方債	604	784	876	593	370	627	350	350	350	350
	譲与税等依存財源	334	276	281	319	316	353	325	325	325	325
歳 出 (B)	6,803	6,170	5,844	5,414	4,862	4,902	4,460	4,294	4,182	4,119	
義務費	2,430	2,387	2,383	2,220	2,159	1,991	1,876	1,786	1,777	1,725	
人件費	871	842	848	855	817	800	785	765	765	760	
扶助費	103	105	133	144	154	155	160	165	165	165	
公債費	1,456	1,440	1,402	1,221	1,188	1,036	931	856	847	800	
普通建設事業	1,133	1,104	831	649	462	764	400	380	380	380	
その他	3,240	2,679	2,630	2,545	2,241	2,147	2,184	2,128	2,025	2,014	
差 引 (C)=A-B	71	71	69	58	57	50	50	50	50	50	
公債費比率	20.0	19.9	19.8	19.5	19.5	21.1	22.0	22.2	22.6	23.0	
起債制限比率	12.6	12.5	12.5	12.7	13.1	13.0	13.2	13.1	14.1	14.4	

※「分担金等自主財源」：分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入。

資料：総務課

※「譲与税等依存財源」：地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、特別地方消費税交付金、市町村交付金、交通安全特別対策交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金。

※地方債、公債費のうち借換債は含まない。

積立基金の状況(1)

(単位：百万円)

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
当年度基金積立額	37	9	5	1	1	1				
当年度基金取崩額	25	64	78	193	185	280	110	155	70	
☆ 年度末基金残高	1,192	1,137	1,064	872	688	409	299	144	74	74

資料：総務課

積立基金の状況(2) (上記の内 財政調整基金十減債基金)

(単位：百万円)

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
当年度基金積立額	37	1	1							
当年度基金取崩額		20	70	170	165	150	100	150	70	
☆ 年度末基金残高	904	885	816	646	481	331	231	81	11	11

資料：総務課

《 施 策 》

このような状況を乗り切るには、事業の厳選・効率化、事務事業の見直しによる徹底した経費節減、人件費抑制といった一般的取り組みだけでは困難であり、白馬村版「構造改革」とでもいべき思い切った改革が求められます。

① 財政基盤安定に向けた基本姿勢

- (a) 行政改革の「集中改革プラン」に基づく堅実な財政運営を行います。
- (b) 実施計画に基づく施策は厳選し、適正な予算規模を保ちます。

② 自主財源の確保

- (a) 歳入の約3分の1を占める村税は、村にとって大切な自主財源であり、バブル崩壊以降、村の主力産業である観光事業の低迷が続いている中、税収も下降の一途を辿っております。今後とも税の適正な課税と、増加している固定資産税などの滞納（平成16年度末約9億3千3百万円）の徴収改善を図ります。
- (b) 課税においては正確な課税客体の把握と自主申告の啓蒙、徴収についてはこまめな電話や訪問による催告、未誓約者に対する訪問誓約、不誠実者に対する滞納処分、債権回収係などの設置により難しい案件処理を行うなどの対策を施し、健全な財源の確保に努めます。
- (c) 普通財産として所有する遊休地や行政財産としての目的を成していない村所有地は普通財産に切り替えるなどして、売却も視野に入れた有効な利活用に努めます。

4. 市町村合併

《現状と課題》

市町村合併は、その歴史、是非、特例制度、合併後の制度設計などの観点で論じられています。市町村合併の必要性は、税制面、能力面、規模面の3つに分けて考えることができます。財政面では、効率化論のように財政危機に対応するために合併が必要であるという議論であり、能力面では地方分権の受け皿論などに代表される、市町村の能力を向上させるために合併が必要であるという議論です。そして、規模面とは、生活圏や住民意識に自治体の規模を合わせるために合併が必要という、それぞれの議論です。

いずれにしても、明確な方向性が住民の目に見えない状況であることが、平成の大合併の一番の特徴であり、それゆえに、市町村合併をめぐる議論はいつまでたっても成熟しない実情です。

本村では、隣接する小谷村との合併協議は不調に終わりましたが、今後は新たな枠組みを含めて検討する必要があります。

《施策》

- ① 市町村合併に関する政策情報は、随時広報などにより住民に周知します。
- ② 市町村合併に関する国・県の今後の政策また地域の動向を見極め、十分な検討と研究を行います。